

## 衆第一回国会 地方行政委員会議録 第七号

(一五三)

昭和六十一年三月二十七日(木曜日)

午後四時五分開議

出席委員

委員長 福島 譲二君

理事 村山英太郎君

理事 西田 司君

理事 加藤 万吉君

理事 宮地 正介君

白井日出男君

左藤 恵君

月原 茂皓君

林 大幹君

若林 正俊君

上坂 昇君

山本 政弘君

宮崎 角治君

藤原哲太郎君

大村 裕治君

坂本三十次君

長谷川 峻君

松田 九郎君

小川 細谷

吉井 幸之君

日笠 光照君

小沢 一郎君

同日

字野 宗佑君

中川 昭一君

細田 吉藏君

五十嵐 広三君

佐藤 敬治君

小谷 煙二君

同日

出席委員

理事 小澤 漢君

理事 平林 鴻三君

理事 安田 修三君

理事 岡田 正勝君

大村 裕治君

坂本三十次君

長谷川 峻君

松田 九郎君

小川 細谷

吉井 幸之君

日笠 光照君

小沢 一郎君

同日

大原 亨君

中村 重光君

駒谷 明君

小谷 煙二君

同日

大原 亨君

中村 重光君

駒谷 明君

小谷 煙二君

同日

宇野 宗佑君

中川 昭一君

細田 吉藏君

五十嵐 広三君

佐藤 敬治君

小谷 煙二君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君

同日

大原 亨君

中澤 澄次君

同日

井上 孝男君

同日

井上 孝男君



けでありますから。そういう点で防災まちづくり信網を重点的に取り上げようとしているところに對しては、そのアイデアはいい、ぜひこれを物にしたいただきたいと思うのです。予算を見ての私の印象で、それぞれについて法律内容について掘り下げたというところまではいきませんけれども、少し個々について具体的に質問を展開してみたいと思います。

最初に質問いたしたいところが、消防検定協会とかあるいは法律に基づいてつくられておる防災関係の機関がありますけれども、最近臨調の意見等に基づいてこういうものをしやにむに民間に移していく。そして、今の検定協会は特殊法人でありますけれども、この法律では四十九条で特殊法人であるべき規定を外しておるわけです。それからもう一つ、危険物保安技術協会、これは認可法人人ということになっております。この法律の中では、民間に移していく以上は指定法人もつくらなければいけないかぬだろう、そういうものを法律で規定しております。一体、特殊法人、認可法人、指定法人、どこがどういうふうに違うのか、どういうメリットとデメリットがあるのか、これは読んでみてもわからぬわけです。その辺を、余り長く説明していくだかぬで結構ですから、教えていただきたいと思います。

基づいて、その法律に従つた組織をつくりまして、それを行政官庁に認可をお願いいたしましたが認可をもらつて存立しているもの、そういうものが認可法人である、こういう理解をいたしております。

○細谷(治委員) それでは、今まで特殊法人で、あつた検定協会は特殊法人ではなくなるのですか、認可法人に格下げになるのですが、どうなんですか。

と思ひますけれども、出資そのものの存在といふのは特殊法人であることの決定的な理由にはならないと考えております。したがつて、法制局等と法案作業をいたしまして、その過程でずっと詰めてきた私どもの結論をいたしましては、今回、從来から特殊法人と言われておりました検定協会の出資を引き揚げることになりますけれども、それでもなお依然として特殊法人としての性格は存続するものというふうに理解をいたしております。それは、やはり業務の内容等につきましての國の規制、そういうものが大変きちと整備をされた形で國のコントロール下に置かれておる、そういう意味におきまして特殊法人としての本来的な性格を失うものではない、こういう理解だと思いま

号ですか。それから十三号というのは調査十四号というものは苦情ですよ。こういうものが、総務省の権限、ないわけでしょう。監督官庁、ないわけでしょう。そうすると、これはどこが違うですか、認可法人と特殊法人。認可法人なんですか、特殊法人なんですかとあなたの方に聞きますと、特殊法人ですと言うのですよ。認可法人と一つも変わらぬでしょう。だから何かメリットがあるのですかということを私は聞いています。それからもう一つ、危険物保安協会、これは認可法人ですから出資がありません。それなら同列にしていいはずですがれども、そして後の方では、特殊法人であるところに対しても独占的ではなくて指定法人を設けてもいいということになると、指定法人は、民間に移行する以上は差別をしてはいかぬから門戸を開いたということだけで、大臣が指定しなければやはりこれは独占ですよ。だからどこがどう違うのか、わざわざこの法律を変えている意味が私はわからない。

この「近代消防」というのを見ますと、大体ともとこれについては臨調が答申しておりますけれども、あなたの方はこれには余り賛成ではないようですよ、格好だけやっているのじゃないか。この「近代消防」のあなたの論文、書いているのを見ても、特殊法人としてあるべき姿、認可法人としてあるべき姿とちゃんと書いてありますよ。一つも論理性はないわけですよ。読んでもいいですかけれども、そこに資料があるようですから。おかしいのですよ、もうちょっとはつきり素人にもわかりやすく教えてください。どうですか。

○閣根政府委員 最初にも申し上げましたように、きちっとした法律上の定義がある言葉ではないのですから、なかなか説明が難しいのです。が、一番基本的な違いは何かと言われますと、法律によつてつくられるものが特殊法人である、認可法人というのは法律によつて直接つくられるものではなくて、何らかの民間の行為等がありますと、そこから認可申請が出まして、それに対し

よう、あるいは自動的に存立するようになる、そういうものが特殊法人ということではなくらうかと思います。今回の検定協会と危険物保安技術協会とを比較いたしましたときに、そういうことが特に言えるのじゃないかと思います。

というは、検定協会の方は、これはもう要するに、消防器等の消防用機材、機械というものを売るためにはどうしても検定を絶ないと売れないとなる。ですから、国として必ずその存立を保護しておいてやらなければいけぬ、一つは必ずつくつておいてやらなければいけない、そういう性格を持つているのが検定協会ではなかろうかというふうに理解をしているところでございます。

では、今度逆にお尋ねします。大臣、今度法律に基づいて、この検定協会なりあるいは保安協会に代行できる指定法人ができるわけです。開かれ るわけです。これは書類が整って中身があれば、 繕らでも指定をなさるのですか、どうですか。

○関根政府委員 ちょっと技術的な内容も含みますので、私から先に御答弁させていただきたいと思 います。

確かに今回の改正によりまして、経営の効率化 を図ろう、そういう一つの大きな目的を持ちまし て、いろいろ制度の仕組み等を考えたものですから、その経営の合理化を図り効率化を図っていく ためには、やはり競争原理の導入というも のを導入していった方がいいのではなかろうか、 そういうことで、検定協会につきましては、指定

検定機関という制度を導入したわけでございま  
す。しかし、私どもいたしましては、当然、検  
定という仕事の公共性なり、公共的な必要性な  
り、また仕事そのものは厳正、公平にやっていか  
なければいかぬという性格にかんがみまして、そ  
れをなし得るだけの、そういう要請にこたえ得る  
だけののちんとしたものでなければ、やたらめつ  
たら指定していくようなことは全く考えて  
おりません。

また、危険物保安技術協会の方につきまし  
て

具体性はないのですよ、読んでみる限りにおいては、何か検定協会が堅実にやっていけるような手配はしているかというと、法律ではちょっと範囲を広げたような格好になつておりますけれども、ないですよ。

そうなつてまいりますと、この検定協会を見てみると、ちょっと資料を見て、いきますと、検定協会は大体において十億円ぐらいの仕事ですよ。その中に働いている人は、確かに人数は百三人です。この百三人の生活の問題にかかつてくるのです。

では大変な技術屋さんたちもいますし試験研究施設もあるわけでございますから、民間の関連の法的な委託でありますとかといったようなものを積極的に受けてくる、こういったような意味での業務の拡大ということは、必ずしも私は不可能ではないんじゃないかというふうに考えております。いずれにいたしましても、今回の制度の改正によりまして、検定協会の縮小をもたらすということはないようだ、私どもとしても実際の運用を

となると思うのですよ。

現実に、検定協会が三十八年か九年にかけてから、榮枯盛衰とは申しませんけれども、やはり山、谷があるわけです。五十九年度は赤字になつてゐるのですよ。どうして赤字になつたかといいますと、資料にありますけれども、六十年度の三月三十一日では費用が十億四千万、そして収益が合っておりますけれども、当期利益は千八百六十万。設備投資をしたので赤字になつちゃつたといふのがあるのですよ。非常に零細な中小企業みどりがあれがあるのですよ。

たいなものなんです。ですから、消防艇長官がつぶそうとするのならば、いつでもつぶれるぐらいうの状態なんです。指定をやりさえすればいいのですから。

ですから、これは非常に難しい問題で、言つて

みますと自治大臣の責任は一段と大きくなつた  
こう言つていいと思うのですが、大臣、この点につ  
いて皆さんが安心できるような——大体そういう  
ふうにしたのがおかしいと思つているのですけれども、してしまつた以上は、その辺の運用に譲

りないようにならねと思ひうのですが、いかがですか。

いてはもちろん自治大臣、自治省が厳しく歴正していいく、また指定検定機関の指定につきましては、その業務の内容を十分備えたものであることは当然必要でございますし、また民間といふうりな要素から考えていけば、需要の余りないところ

るにいっぱい競争させて競争が成り立つわけがな  
いのでありますから、そのような意味におきま  
では、そういったことも法の運用に当たって十分  
考慮に入れながらしていかなければならぬでよ  
う、そのように考えております。

○細谷(治)委員 三十八年以降今日までの検定成会の歩みを見ますと、余り消長はないのですよ。それはやはり特殊法人であつたことが大きく影響していると思うのです。ところが今度は特殊法人

じゃない、特殊法人らしいけれどもとにかく総務省のあれはない、そしていつでも競争原理を導入できるようになっているということですが、その一つの見本として危険物保安技術協会、これは最盛期は六十三名おったのですね。そうでしょう。今は六十一年の一月になりますと三十八名しかおらぬのです。半分近くになってしまった。収入も今大体五億円くらいしか稼げないのですね。ここには市町村からも出ておりまし東京都からも出ておりますし、自治省からも行っているその他からも行っているのですね。そして、そういう人は減ったのがどこへ行ったか、首を切らぬでやつた、もの官庁に戻っているわけです。三菱の水島のオイルタンクが不等沈下で大変な問題が起きたときにこの保安協会ができた。これほど盛衰がついているわけですから、これは心配です。そしてそれについて具体的には、準危険物というものの業務範囲を広げるというけれども、その準危険物というのがどういう見通しになるかもつきりしていない。こういうことで、私は、この危険物保安技術協会の盛衰、山谷を見ながら検定協会の将来というものを心配するものですから、あえて指摘をしているわけですよ。

ですから、これについてきちんと対応していくいただきたい。恐らくこの保安協会に自治省の古手も行っているかも知らぬ、自治省の現役も行っているかも知らぬ、それを本省に戻せばいいじゃないか、そんなことで出発してもらつては困るわけですよ。いかがですか。

○関根政府委員 御指摘をいただきましたように、保安技術協会、やや經營状況は乱高下をいたしておりまして、設立をいたしました五十一、五十二年度におきましては、設立当初だったものですからちよと赤字が出ました。その後比較的順調に推移をいたしましたが、石油ショック等が端的にあらわれまして、石油ショックといいますよりはタンクの増設が頭打ちになつた昭和五十八年の終わりごろから五十九年にかけまして大変大きなショックを受けまして、大赤字を出したわけで

す。しかしその後、将来の見通し等も踏まえまして経営の合理化といいますか、できるだけ省力化を図りまして経営の立て直しを図りました結果、昭和五十九年におきましては、あるいは先ほど年度を間違えたかもしませんが、五十八年度においておきました八千九百万の大きな赤字を出しましたが、五十九年度におきましてはほぼ収支となる、多少でございますが黒が出ております。六十年度も大体どうにか黒字決算ができるような状況でござります。

将来の問題でございますが、御承知のとおり屋外のタンク貯蔵所をおきます新設でありますとか、こういったものを中心に危険物保安技術協会は仕事をいたしております。タンクの数も一万を超える、特定のタンクの数もございますし、こういったようなものが順次計画変更なり定期保安検査などをいたしております。タンクの数も一万を超えておつたら話になりませんよ。そんな計画では困りへ侵出する攻め込むということもあり得るのでしょうけれども、今の段階でそんなことを考えておつたら話になりませんよ。そんな計画では困ります。長官、本当にありますか。そんな言葉を担当の人から私は聞いたのですよ。大臣、そんな考えはやめてもらいたい。よくない。保安協会、高圧技術協会が立っていくためには、そっちへ侵出する攻め込むということもあり得るのであります。長官、本当にありますか。そんな言葉を担当の人から私は聞いたのですよ。ここに技術者がおるでしょう。高圧技術については免状が要りますからやれるでしょうが、人の領分を侵してまで民間に下げるなんというのは混乱を来すと思いますが、念のためこの点も一つはつきりしておいていただきたい。

○関根政府委員 まず検定協会の八千万の資本の引き揚げといいますか、国の出資の廃止でございまますけれども、これは従来の積立金等を取り崩しをいたしまして、おかげさまで比較的順調な経営で推進をいたしましたので、何とかなるのではないかからうか。その出資金を引き揚げることによって直ちに検定協会の経営がおかしくなるということはないものと考えておりますし、またないようにしておきたいと思います。

○細谷(治)委員 少しややこしくなりますが、通産省関係で高圧ガス保安協会出資金を回収するのです。これは一億円ですよ。そうしますと、今度は検定協会からも八千万円以上のものを引き揚げるわけです。政府の雑収入に入つていくわけですね。八千万円ということになりますと一年間の仕事のはば一割です。一割を取り上げるわけです。これまで出資しておつたのを民間に行くんだから返せ、これも私は随分酷だと思うのです。その酷を克服することで協会自体が無理をする。

私は聞きました。一体、準危険物でそんなに仕事がふえるのかと聞いてみた。準危険物は何かと聞いたら大したことはない。例えば通産省の高圧ガス保安協会だといふ。この保安協会も特殊法人だが、認可法人になるという別の法案が出ているわけです。すなわち、他の法人の仕事の方へ侵出するのです。それは通産省と自治省は違うから、自治省の方の保安協会が立っていくためには、そっちへ侵出する攻め込むということもあり得るのであります。長官、本当にありますか。そんな言葉を担当の人から私は聞いたのですよ。大臣、そんな考えはやめてもらいたい。よくない。保安協会、高圧技術協会が立っていくためには、そっちへ侵出する攻め込むということもあり得るのであります。長官、本当にありますか。そんな言葉を担当の人から私は聞いたのですよ。ここに技術者がおるでしょう。高圧技術については免状が要りますからやれるでしょうが、人の領分を侵してまで民間に下げるなんというのは混乱を来すと思いますが、念のためこの点も一つはつきりしておいていただきたい。

○細谷(治)委員 まず検定協会の八千万の資本の引き揚げといいますか、国の出資の廃止でございまますけれども、これは従来の積立金等を取り崩しをいたしまして、おかげさまで比較的順調な経営で推進をいたしましたので、何とかなるのではないかからうか。その出資金を引き揚げることによって直ちに検定協会の経営がおかしくなるということはないものと考えておりますし、またないようにしておきたいと思います。

それから、今後の後段のお話でございますけれども、確かに民間法人化といいますか、經營の効率化を図りますためには、やれる業務の範囲を余りきつく縮めておきますと臨機応変と申しますか、わりかし經營に資するような仕事があつたときに手が出来ないということがあつてはいけないという一般原則に従いまして、今回危険物保安技術協会の業務の範囲も、例えれば民間の普通の会社等かにはできるようになりますが、門戸を少し広げた、業務範囲を広げているわけです。それと同様規定が、今お話をありました高圧ガス保安協会におきましても何か入つておるということを通産省から私ども聞いております。しかし、これは高圧ガス保安協会におきましても、私どもの方が危険物保安技術協会についてやつたのと同じような考え方でやられたものと考えております。まさに私どもの方が高圧ガスの方に取りに行き、また向こうが我が方に取りに来る、そんなことを考えてやつたものではございません。ただ、多分そういうお話を耳に入りましたのは、例の保安四法の関係でできるだけお互いに、一つの窓口に検査を依頼しに来た場合にはほかの検査機関の分もできました。長官、本当にありますか。そんな言葉を担当の人から私は聞いたのですよ。大臣、そんな考えはやめてもらいたい。よくない。保安協会、高圧技術協会が立っていくためには、そっちへ侵出する攻め込むということもあり得るのであります。長官、本当にありますか。そんな言葉を担当の人から私は聞いたのですよ。ここに技術者がおるでしょう。高圧技術については免状が要りますからやれるでしょうが、人の領分を侵してまで民間に下げるなんというのは混乱を来すと思いますが、念のためこの点も一つはつきりしておいていただきたい。

る。それぞれ設けられたのが一つになれば別として、現在は二つになっているというわけです、通産省の高圧ガスと一般の保安ということですか。これは技術者がおるからということで、そんな領分の奪い合い、日本の政府の中で戦争ごっこはやめていただきたい。そしてそんなことをやらなくとも立っていけるような対応をしていただきたい、私はこう願つておるのですよ。大臣ひとつ

○小沢國務大臣 本法の改正に当たりましては、経営の効率化、能率化、それを目指して、検定協会にしろ危険物の協会にしろ、まさしく新しい組織にするわけであります。したがいまして、本当にその目的を達成して、十分その役割を果たしていくことができるよう、自治省といたしましても指導し育成していかなければならぬ、そのように考えております。

○細谷(治)委員 そういうことを念押して申し上げておきますから、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

そこで、話をちょっと変えまして、長官 文芸春秋の四月号、これをお読みになりましたか。お読みになつたんですね。これを読んだ印象はいかがですか。

○関根政府委員 あの文章全体を流れます目的意識といふものは、要するにできるだけ人の救助をいたしますための体制と申しますか、消防の体制を含めて強化をしていかなければいけない。また受け入れる病院サイドにおきましても、そういう受け入れ態勢をしっかりといかなければいけないということを意図した文章ではないかといふふうに考えます。そういう意味におきましても、論旨にはおむね賛成でございますし、また事実の経過関係につきましては大体大きな間違いはない、私どものつかんでおります事実関係と大きく違つていません。

ただ、一つだけ問題がございます。一つだけ申しますか、大きな問題として一つありますのは、その中で、消防に特定の病院に交通事故の患

者を運んでもらいたいために病院サイドから何か働きかけがあるというようなニーアンスの記事がありますが、消防サイドといたしましては、消防全体はそんな物の考え方をしておりません。まじめに救急業務を遂行いたしておりますので、私ももとしてはやや不適当な内容であるというふうに理解をいたしております。

○細谷(治)委員 その辺だけは不適当と言つけて、大体認めている。しかし、それはあるんですよ。交通事故は一番もうかるわけだ。ですか

れども、大体認めている。しかし、それはあるんですよ。交通事故は一番もうかるわけだ。ですから、あなたがないと断つてもやはりあるんです

よ。ですから答えは要らぬ。

それで、これは真神博というジャーナリストが書いております。私も読んでみましたけれども

例えは「不可解な『手術拒否』」これもセンター

の資格を持つていて大学の病院ですよ。それから

「五番目の病院も拒否」それから「電話を受けた記憶がない」電話したと言つて、のに、電話を受けた記憶がない。それから「十八病院のたら

いまわし」これは滝口君のあれではないが、十八

病院のたらいまわし「救命救急センターの資格」

「国立系病院の消極性」國家公務員が行く国立病

院系統の消極性、「儲かる交通事故患者」、こうい

うことで具体的に書いております。私も一〇〇%

正確だということは申し上げませんが、大体にお

いてこれが事実だろう、こういうのが私の読後感

であります。

○関根政府委員 重点でこれから急速度で整備し

ていくこうというのに三一%。何年から重点で始め

たのですか。

○細谷(治)委員 補助金の交付を開始したのは昭

和五十三年度からということです。何年から重点で始め

たのですか。

○関根政府委員 補助金の交付を開始したのは昭

和五十三年度からということです。何年から重点で始め

たのですか。

○細谷(治)委員 重点でこれから急速度で整備し

ていくこうというのに三一%。何年から重点で始め

たのですか。

できなかつたといつたようなところもあつたよう  
でございます。そいつたことを踏まえまして、  
私ども各都道府県に対して今申し上げましたよ  
うな点について十分に改善するようという指導通  
知を出したところでございます。

○細谷(治)委員 厚生省で指導しているこういう  
救急センター等について二百億近い予算をつぎ込  
んでおると言わわれているのですね。百七十億ぐら  
いの予算を毎年つぎ込んでいた。この文芸春秋に  
もそれほどの金をつぎ込んでおるのにこめていた  
らくでどういうことなんだ、こういう指摘もござ  
います。その辺いかがですか。

○入山説明員 確かに救急医療体制につきまして  
は厚生省といたしましても百六十億を超える予算  
を計上しているわけでございます。救急医療体制  
につきましては五十二年、三年以降に私ども計画  
的に整備を進めてきております。一

応システムとして申しますが制度としては水準  
に達しておるというふうに考えているわけでござ  
います。何しろ人が運用する制度でございます  
ので、今回のような運用の面で遺憾な点があると  
いつたこともないわけではないわけでございま  
す。そういう点を私ども十分に反省をいたしま  
して、先ほども申し上げましたようにそういう運  
用の面で十分に制度が生かされるような形で各関  
係の機関を指導してまいりたい、このように考  
えているわけでございます。

○細谷(治)委員 確かにおっしゃるように運用の  
問題、人の問題、こういうことになるわけでござ  
いますが、先ほどちょっと申し上げましたよう  
に、新聞によりますと、あの滝口君をたらい回し  
でとうとう死に至らしめた、泥棒をつかまえて  
やつた学生が亡くなつたのですが、たらり回しを  
やつて六回目の病院に行つたときにはもう死んで  
おりた、こうしたことなんです。同じような状況  
が昨年の十二月中に二十件あった、消防庁が十二  
月分の調査をしたら二十件あった、こういうふう  
に新聞で報道されております。

こういうような実態にかんがみまして、東京都

いましてもパートナーが到着するまで何がしかの時間もかかりますし、そういう意味で、車そのものとを指定することにつきましては前回に検討いたしましたまいりたい、かように考えております。

○細谷(治)委員 局長さん、緊急のそういう臓器移植の場合よりもっと手前の一般的なあれも、交通事故で救急車が走れないということがしばしばあるようです。それで時期おくれになつちゃうこともあるようです。その辺の問題も含めて、緊急の時は緊急のときらしくまた対応する、こういうことで、道路交通法も出ておりまして、これからこの委員会で審査することになっておりますけれども、ひとつこの道路交通法の中で、あるいは道路交通法の中で対応しようとしたが不十分ならば、これを十分なようやついていただかなければならぬ、こう思いますが、この点いかがですか。

○八島政府委員 この問題は、道路交通法の場だけで解決できないような場合には、他の法律等も含めまして総合的に検討してまいるべきものと考えますので、御指摘の線に沿いまして今後検討させていただきたいと思います。

○細谷(治)委員 今、厚生省の方から難病に関するお答えがありましたが、アメリカの例でも角膜が一番多いようですね。八四年の例をとりますと、アメリカでは角膜移植が二万四千件あつたと報道されております。その後には腎臓移植のようですね。これは新聞の報道に基づいて申し上げておるのでですが、大体間違いないですか。

○草刈説明員 移植学会の専門家の方から伺つた情報によりますと、ほぼ間違いないようございまます。

○細谷(治)委員 私は素人ですから医学のことはわかりませんけれども、渥美和彦という東大の医学部の先生がおられるのです。その人が、「医学はこれからこうなる」という、このくらい厚い本を書いておる。これは先生が編集したもので。

この本によりますと、臓器移植というのは、「くなつた人の臓器を取つて、取る時間がかかる。それから運ぶ、移植が終わる、そして動き出す、

こういうことになるわけでありますけれども、大体において臓器移植は実験から実用化の段階に入っているのだけれども、腎臓は大体四十八時間から七十時間くらいのうちに切り取って、取りつけて、動き出すまでやつておかぬとだめだというのですね。それから、肝臓は八時間から十二時間だ。心臓は三時間か四時間だ。心臓と肺臓は一時間か二時間だ。脾臓は十二時間から二十四時間だ。こう渥美先生の本の中に書いてあるのです。

私は素人ですから、これは専門家の言うことで、すから大体間違いないだらうと思うのですが、そなうなりますとこれは寸刻も猶予できないという事態で、かなりの体制がなければ、二十一世紀の医学はこうなるなんて言つておつたって間に合わぬ、こう思います。よほどの決意をして取り組まなければいかぬ。特に厚生省とそれから人命、財産を守つていくという自治省、消防庁の責任は重大いと思うのですが、大臣、これについてはどうですか。閣僚の一人として、國務大臣という觀點からもこの問題についてひとつやつていただきたいと思います。

○小沢国務大臣 医学の技術が進歩すればするほど、そういう形で貴重な人命が助かるというケースがどんどんふえてくると思います。そういう事事、人命に関する問題でございますので、消防庁あるいは厚生省あるいは警察、各省庁云々ということではなくて、本当に全国民の、全人類のと言つてもいいかもしれません、そういうような考え方、基本に立ちまして遺漏なきようにな後十分取り組んでいきたいと思います。

○細谷(治)委員 問題は、そうなつてまいりますと、これはやはり消防といつても消防庁が警察のようにたくさん人間を持つてゐるわけではありませんから、言つてみますと自治体消防、これは原則でありますからかなりこれに頼らざるを得ない。そうなつてしまひますと、自治体の財政問題、こういう問題が出てまいります。

私の住んでおる福岡県の大牟田市では、毎年毎

年消防の方から救急隊、今二隊ありますけれども、救急隊を三隊にしてもらわなければとてもじゃないが対応できない、こういう声があるのでありますと、三隊にしますと、車買うのは大したものじゃないのですけれども、必ず人間が最低六人つくわけです。人間が六人つきますと、四百万かかるとして六人で二千四百万、毎年毎年かかるということになります。大変な負担なんですね。これはやはり自治体財政の問題ですが、この次に交付税法のあれをやりますけれども、交付税法では一般論になっちゃいますから、それほど財政問題というものが、消防にとっても、こういう問題について対応する場合に真剣な問題になつてしまります。恐らく大臣、消防については交付税で十分カウントしているとお答えになると思うのですけれども、実態は自治体にとつては大変な負担になつておるんですよ。私のところに、消防けしからぬじやないかと言つておつたら、財政の方から、いや、もう消防の方に對してはよ過ぎるぐらい見ておりますよという返事があるのですが、どういうふうに解決したらいいのでしょうか。長官からまづ答えますか。長官が答えると、我田引水の議論になるんじゃないですか。

専門の分野でございますが、交付税でございますから、ああ使え、こう使えという指示を出すということは、これはやはり慎まなければならぬものであります。せつかく財源手当てをいたしましたが、もし仮に期待ほど使われてない地方団体があるとすれば、できるだけそういう標準なり基準なり、あるいは交付税の積算の意図しているものの、そういうものも御理解をいただいて必要な支出はやつていただきたい、必要な経費支出については対応していっていただきたいというふうに考えておるわけです。その一つのあらわれといいますか、考え方の筋の上で防災まちづくり事業というものを私どもは考えたわけです。必ずしもひつつき的な運用をするという意味ではございませんけれども、今一般財源がなければ起債を充當するなど、できるだけそういうこともやりながら積極的ないろいろな整備をやっていただきたいということをお願いしております。今の先生御指摘の人件費の問題は、これは起債にはなじみませんけれども、救急車を買うとか、あるいはほかのいろいろな物的設備をするという場合にはそういった防災まちづくり事業というようなものも大いに活用していただきて、その結果として一般財源も後々元利償還の段階において必要になってくる、それをまた交付税で措置をする、そういう形で消防費の支出というものを充実さしていきたいと考えておるところでござります。

の議論になりますけれども。そういうことでありますから、ちょっと正面をしてもらいたいというのではなくて、あるいは消防については基準財政需要額で十分見ておりますよ、大体消防庁より過ぎるですよ、こういうふうに言われるのならば、むしろ実態について算定の仕方なり補正の仕方なり何らか正面して財政のサイドからも協力してやる、こういうことが必要だらうと思います。大臣、いかがですか。

○小沢国務大臣 自治体の現実の財政のいわゆるやりくりの中におきましては、先生御指摘のよう

に、できるだけ消防というものに対しまして理解を持つて対処しなければならないと思っております。本来國が国民の生命、財産を守っていく、外

にあっては国防、内にあっては消防、警察、これが

が基本的な國の政策の前提となる問題であろうと

思います。原則として、今自治体消防という形で

自治体の自主的な運営に任されておるわけであり

ますけれども、今申し上げましたように、基本的

な仕事でございますから、やはり我々の意識におきましても、関係者全員消防というものに対する意識の中でとらえていかなければならぬのではないか、そのように考えておるところでございます。

○細谷(治)委員 そういうことで、ひとつ積極的に取り組んでいただきたい。

もう私の持ち時間は余りありませんから、最後

に、閣根長官が防災まちづくり事業で、錢がな

かつたらそれでやつてくれ、それで地域総合整備

事業債というものを二百億円準備しているよ、そ

れが必要とあれば交付税でも元利償還を見てやる

よ、非常にいいアイデアで私も賛成です。私も賛成ですけれども、この中を見ますと、例えば計画

の中では、消防防災施設としてコミュニティーフ

災センター、それから防災緊急情報システム、そ

れは先ほど言ったあれと密接不可分な問題でしょ

う。さらに防災基盤整備として避難路、避難地。

大体東京で大地震が来た場合に、一体そこに火

が走つていつてどこにどういうふうに逃げたら

いのかわからぬですよ。恐らく地震になつたら、

この間のシンガポールのように何か地震もないの

にばたんと六階建てのビルがつぶれちゃつたとい

うようなことは日本ではないでしょうかけれども、

これは道路が逃げられるような道路かわからぬで

すよ。ですから、避難道路とかなんとかというの

は非常に重要です。こういう問題で対応しようとも、

これは大変結構であります。これは今の地方債計画の中でも重点的なのが地域総合整備事業、まあ四、五千億あるでしょう。これをひとつ活用

していただきたい。二三百億円というのは、私は知りませんけれども、全体を見ると、日本列島広い

ですからちょっと少ないのじゃないか。しかもけ

どですよ。紹介を見ると。どうしたことかという

と、事業債の特別分ですね。「特別分の地方債の

元利償還金については、交付税措置を講ずること

とし、その措置額は、原則として、従来の国庫補助金制度による補助金額を下回ることのないよう

にしている。そういうことを言葉平たく言います

と、補助金のカットがありますから、そのカットで減った分だけは埋めてあげますよ、こういうこ

とで重点であるように言つて、その補助金がカットされる前の正常な状態にプラスアルファくらい

にしてこの問題をやりますよという積極性がない

のですよ。どうですか。

私はこれを読んで、結構あるけれども、何か

お茶濁しの月並みなあれで、もつと積極性があつ

てほしい、それでなければこの問題は片づかぬ

よ。しかも新聞は毎日のようにだんだん地震が近寄ってきて、浅いところから深いところに

入つたよ、こういふことを言つておきますからね。やはり備えあれば憂いなし、覚えているとき

に災害が来る、こういうような体制づくりをして

おくことが必要じゃないかと思います。これをひ

とつ大臣、お答えいただきたい。

○閑根政府委員 防災まちづくり事業、確かにそ

ういう、今お話をありましたような説明もなされ

ているわけでございますが、財政当局にも私ども

これからもできるだけ手厚い措置を講じていただき

ます。

○小沢国務大臣 防災のためのまちづくり、先生

のおっしゃるとおり、備えあれば憂いなしという

ことわざのとおりでございます。この点につきま

しては、今後ともさらに一層充実するよう、私

ども十分心がけていきたいと思ひます。

○細谷(治)委員 終わります。

○宮崎委員長 宮崎角治君。

○宮崎(角)委員 初めに、消防法等の改正案につ

いての質疑をいたします前に、一昨日、三月二十

五日に発生しました火炎彈による皇居とアメリカ

大使館へのゲリラ事件についてお伺いしたいのであります。

この事件は、天皇陛下の在位六十年の記念式典

または東京サミット、そしてそれに続く国公賓の

来日を控えまして警備態勢の強化がなされている

ときに、まさに最重点の警備態勢、いわゆるその

対象施設がねらわれたという点で、大変な社会問

題となつてクローズアップしてきてるわけであ

ります。さきの国鉄ゲリラのときにも本委員会

で、私は次回への態勢強化を勧告していたところ

であります、今回このゲリラ事件の概要と今

後の対策につきまして、警察庁にお伺いしたいと

思います。

○三島政府委員 お答えいたします。

一昨日に発生いたしました事件でござります

が、これは午後一時十五分ごろであります。二件

のゲリラ事件がほぼ同時に発生をいたしたわけであります。

これからもできるだけ手厚い措置を講じていただき

ます。

この発射をされました火炎物というものであります

が、これは一部報道にはロケット弾といった

ふうな言ふ方がされておりますが、ロケットとい

うのは、御承知のとおりそのもの自体が噴射をい

たしまして、その噴射力によりまして前へ推進さ

れていくものがロケットでござります。その意味

くよう、さらに引き続き折衝を続けていきた

い。いずれにいたしましても、災害もいろいろな

形の新しい災害も出てきておりますし、先日の熱

川の火災のような火事そのものにつきましても、

消防力の強化の必要があるという時期になつてき

ておりますので、そういう意味におきまして、

できるだけ消防力の強化を図つていかなければい

けない、そのための財源措置、財政措置につきま

す。それでも、強化充実をしていくよう私どもなりの

努力を最善を尽くしていきたいと考えております。

○小沢国務大臣 くどうちに消しとめられたという状況でござい

ます。つまり、ちょうどその半蔵門の中は広い敷地に

なっておりますので、したがつて建物等がなかつ

たという点もございまして、被害は全くなかつた

という状況であります。

それからもう一つは、アメリカ大使館に向か

まして、その前の道路上から発射されたものであります

が、これも同じく乗用車のトランクから、时限

装置によりまして三個の火炎物が発射をされた、

この三箇はそれぞれ

であります。このうちの一個が発火をいたしました

ところです。これも地面上で発火をしたというこ

とで、被弾が直接的な、具体的な建物あるいは人

的な被害等がなかったという状況でございます。

いずれもこの二台の自動車は盗難車でございました。

それから、さらにその後二時三十分ごろであります

が、東名高速道路の港北パークイン上において

ますが、東名高速道路の港北パークイン上において

まして、ちょうどこの二件のゲリラに使われたと

同じような発射装置をセットいたしました乗用車

を発見いたしたわけであります。これも盗難車でございましたが、そのトランクの中にやはり三個

の発射装置がございまして、それに火炎物がセッ

トをされてしまった、こういう事態でございました。

この発射をされました火炎物というものであります

が、これは一部報道にはロケット弾といった

ふうな言ふ方がされておりますが、ロケットとい

うのは、御承知のとおりそのもの自体が噴射をい

たしまして、その噴射力によりまして前へ推進さ

れていくものがロケットでござります。その意味

くよう、さらに引き続き折衝を続けていきた

い。いずれにいたしましても、災害もいろいろな

形の新しい災害も出てきておりますし、先日の熱

川の火災のような火事そのものにつきましても、

消防力の強化の必要があるという時期になつてき

ておりますので、そういう意味におきまして、

できるだけ消防力の強化を図つていかなければい

けない、そのための財源措置、財政措置につきま

す。それでも、強化充実をしていくよう私どもなりの

努力を最善を尽くしていきたいと考えております。

○細谷(治)委員 くどうちに消しとめられたという状況でござい

ます。つまり、ちょうどその半蔵門の中は広い敷地に

なっておりますので、したがつて建物等がなかつ

たという点もございまして、被害は全くなかつた

という状況であります。

それからもう一つは、アメリカ大使館に向か

まして、その前の道路上から発射されたものであります

が、これも地面上で発火をしたというこ

とで、被弾が直接的な、具体的な建物あるいは人

的な被害等がなかったという状況でございます。

いずれもこの二台の自動車は盗難車でございました。

それから、さらにその後二時三十分ごろであります

が、東名高速道路の港北パークイン上において

ますが、東名高速道路の港北パークイン上において

まして、ちょうどこの二件のゲリラに使われたと

同じような発射装置をセットいたしました乗用車

を発見いたしたわけであります。これも盗難車でございましたが、そのトランクの中にやはり三個

の発射装置がございまして、それに火炎物がセッ

トをされてしまった、こういう事態でございました。

この発射をされました火炎物というものであります

が、これは一部報道にはロケット弾といった

ふうな言ふ方がされておりますが、ロケットとい

うのは、御承知のとおりそのもの自体が噴射をい

たしまして、その噴射力によりまして前へ推進さ

れていくものがロケットでござります。その意味

くよう、さらに引き続き折衝を続けていきた

い。いずれにいたしましても、災害もいろいろな

形の新しい災害も出てきておりますし、先日の熱

川の火災のような火事そのものにつきましても、

消防力の強化の必要があるという時期になつてき

ておりますので、そういう意味におきまして、

できるだけ消防力の強化を図つていかなければい

けない、そのための財源措置、財政措置につきま

す。それでも、強化充実をしていくよう私どもなりの

努力を最善を尽くしていきたいと考えております。

○細谷(治)委員 くどうちに消しとめられたという状況でござい

ます。つまり、ちょうどその半蔵門の中は広い敷地に

なっておりますので、したがつて建物等がなかつ

たという点もございまして、被害は全くなかつた

という状況であります。

それからもう一つは、アメリカ大使館に向か

まして、その前の道路上から発射されたものであります

が、これも地面上で発火をしたというこ

とで、被弾が直接的な、具体的な建物あるいは人

的な被害等がなかったという状況でございます。

いずれもこの二台の自動車は盗難車でございました。

それから、さらにその後二時三十分ごろであります

が、東名高速道路の港北パークイン上において

ますが、東名高速道路の港北パークイン上において

まして、ちょうどこの二件のゲリラに使われたと

同じような発射装置をセットいたしました乗用車

を発見いたしたわけであります。これも盗難車でございましたが、そのトランクの中にやはり三個

の発射装置がございまして、それに火炎物がセッ

トをされてしまった、こういう事態でございました。

この発射をされました火炎物というものであります

が、これは一部報道にはロケット弾といった

ふうな言ふ方がされておりますが、ロケットとい

うのは、御承知のとおりそのもの自体が噴射をい

たしまして、その噴射力によりまして前へ推進さ

れていくものがロケットでござります。その意味

くよう、さらに引き続き折衝を続けていきた

い。いずれにいたしましても、災害もいろいろな

形の新しい災害も出てきておりますし、先日の熱

川の火災のような火事そのものにつきましても、

消防力の強化の必要があるという時期になつてき

ておりますので、そういう意味におきまして、

できるだけ消防力の強化を図つていかなければい

けない、そのための財源措置、財政措置につきま

す。それでも、強化充実をしていくよう私どもなりの

努力を最善を尽くしていきたいと考えております。

○細谷(治)委員 くどうちに消しとめられたという状況でござい

ます。つまり、ちょうどその半蔵門の中は広い敷地に

なっておりますので、したがつて建物等がなかつ

たという点もございまして、被害は全くなかつた

という状況であります。

それからもう一つは、アメリカ大使館に向か

まして、その前の道路上から発射されたものであります

が、これも地面上で発火をしたというこ

とで、被弾が直接的な、具体的な建物あるいは人

的な被害等がなかったという状況でございます。

いずれもこの二台の自動車は盗難車でございました。

それから、さらにその後二時三十分ごろであります

が、東名高速道路の港北パークイン上において

ますが、東名高速道路の港北パークイン上において

まして、ちょうどこの二件のゲリラに使われたと

同じような発射装置をセットいたしました乗用車

を発見いたしたわけであります。これも盗難車でございましたが、そのトランクの中にやはり三個

の発射装置がございまして、それに火炎物がセッ

トをされてしまった、こういう事態でございました。

この発射をされました火炎物というものであります

が、これは一部報道にはロケット弾といった

ふうな言ふ方がされておりますが、ロケットとい

では、今回使用されましたものは、概念的に申し上げますと発射式の火薬物というものが一番正しかったと思います。といいますのは、頭の部分が約二十センチ、それから直徑が六センチくらいの円筒部分がござります。それが金属及びプラスチックでできているわけであります。その中に発火性の液体が入っている。こういうものであります。そしてその下に三十五センチくらいの木の柄でござりますが、これは二センチくらいの太さの木の棒がついている。その棒を、中の直徑がほぼ二センチくらいの鉄パイプに刺しまして、その鉄パイプの底で火薬を発火させることによりまして、その勢いで前へ飛び出させるというものであります。したがいまして、これは從来我々は発射式火炎瓶と称しておるものであります。今回は瓶ではございませんんで、火薬物というふうに申し上げていいわけであります。

そして、実は同じようなこういう発射式の火薬物及び火炎瓶は昨年一年間に五件、成田空港との関連で発生をしているわけでありますが、そのいずれもが旗旗荒派という極左のグループによて攻撃されているものであります。今回のこの発火物を見ますると大変にこれに類似をしている、こういう状況であるわけであります。

この事件が発生いたしまして直ちに警視庁では緊急配備等を発令いたしまして犯人の追及をしたわけでありますが、同時に特別捜査本部を警視庁内に設置をいたしましてこれの捜査を現在鋭意推進をしているところでござります。同時にまた、神奈川県下におきましても先ほどの自動車が放置してございましたので、県警におきましても同時に捜査本部を設置して、その関連性について捜査を推進中であります。

いたしたところであります。さらにまた、残された物あるいは周辺の聞き込み等々によりましてさらに捜査を強力に推進してまいりたい、かように思つてゐるところであります。

それから、対応の第二といたしましては、このようなゲリラ行為を敢行いたします極左に対しまして徹底的に取り締まりを行うのが何としても重要であるというよう考へてゐるところであります。要であると、昨年一年間も極左暴力集団につきましては七百九十人の者を検挙いたしておるわけであります。本年に入りましてからも八十一名を検挙いたしておりますが、今後ともこのような検挙を徹底的に行っていくことが第一。それから第二といたしましては、彼らがこのようなゲリラの拠点を使つております各種のアシート、こういったものを徹底的に摘発することが大事だと思っております。昨年は八カ所のアシートを摘発いたしておりますが、本年も既に二カ所のアシートを摘発してきているところであります。このような極左暴力集団そのもののゲリラ活動を封圧するべき諸対策といふもの進めてまいりたい、かように思つております。

それから第三点といたしましては、現場におきますところの警備措置でございますが、いろいろなゲリラ事件に対応するべき警備態勢をとっているところでありますが、現にこのような事件が発生したわけでありますので、このようなゲリラ事件につきましても対応できますようにいろいろな観点から改善検討を加えまして今後の警備態勢を正す法律案につきまして順次時間の許す限り御質問いたします。

○宮崎(角)委員 わかりました。国際的に恥部を露呈しないよう、ひとつ万全の措置を要望しておきたいと思います。

続きまして、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案につきまして順次時間の許す限り御質問いたします。

一つは、「政令で定めるもの」というわけではありませんが、これは消防法の改正案の第一条の九項にございます。「政令で定めるもの」の中身について生命に危険のある急病人で他に搬送手段のない者を加えると聞いておりますが、その政令改正の具体的中身はどうなっているのか、これは消防庁の方に、ひとつ長官なりお答えを願いたいと思います。

○関根政府委員 御指摘をいただきましたように、二条の九項の規定を改正をさせていただきまして、救急業務の対象範囲を拡大するといいますか法文上拡大をしていきたいと考えております。

その具体的内容は政令をもつて規定をされることになるわけでございますが、現時点において私どもが考えておりますのは、家庭内あるいは職場、会社等でございますが、そういう屋内におきまして発生いたしました急病人、急に腹が痛くなったり頭が痛くなったりとかあるいは血圧が上がり下がったり下がったりする、そういう急な症状を呈します急病人を考えております。ただ、急病人もすべての急病人ということまで広げるわけではなくございませんで、ほかに運搬手段があれば、自分の自家用車なりあるいはタクシーで行っていただけるという人はそれもそれで行っています。そういう人には除外したいと考えておりますので、書き方といったしましては、例えは放置をいたしますと生命に危険が及ぶとかあるいは症状が著しく悪化してしまう、そういう場合は搬送対象にいたしますよ、こういったような書き方にならうかと思いつきます。いずれにいたしましても、従来法文上は対象になつておりませんでした家庭内あるいは職場内における急病人というものを考えていきたいと思います。

○宮崎(角)委員 そうしますと、生命に危険のある急病人とという一項が追加されました、その追加

○関根政府委員　すべて急病人を対象としないと  
いうことにした考え方は、最近あちこちで言われ  
ておりますように、救急車をタクシーがわりに使  
う、やはりこれはおかしいのじやないか。特にこ  
れは経済的な財政面からも言われるわけですが、  
れども、そればかりではなくて、おのずから救急  
車には数の限りがございまして、ある軽症患者が  
使つておりますと、そのときたまたまよそのと  
ころで重篤な患者が出た、大変危険な患者が出た  
という場合に救急車を使うことができないといふ  
問題が起こつてくるわけござりますので、そうち  
いう意味からできるだけ救急車というのは限定し  
てといひますか、本当にそれを必要とする人たち  
が有効に使えるような形で使っていただきたい、  
こういう観点が一方であるわけござります。そ  
ういう意味におきまして今申し上げましたよろ  
しく、先生も後指摘いたしましたよろしく、ほかに  
搬送手段がある、あるいは放置をいたしておりま  
しても大して病状が悪化したりするような心配が  
ない、そういう者については、これは制度として  
は除外をさせていただきたいと思います。

そこで問題は、生命に危険があるのかどうか、  
あるいは悪化するおそれがあるのかどうか、これ  
はだれが判断するのかということをございます  
が、現場に参りました教急隊が判断する以外にな  
いといふふうに考えております。

○宮崎(角)委員　そうしますと、こういった規定  
を置きますと救急車の運用の現状から見まして運  
用が厳密、換められていく、そういうふうになら  
ないのかといふ懸念が一つあります。

もう一つは、では救急車の運用の現状を変えよ  
とする意図があるのか、その辺の真意がよくつか  
れてないといふふうに思つて、この辺についてひとつ定かに願いたいと思いま  
す。

めないのであります。先ほどもタクシーのないト

ます。

めないのであります。先ほどもタクシーのないところというような話をございましたが、例えば田舎などでタクシーがなかなか呼べないところとか、そういうところについては、また非常に産業界でおられるのか、ひとつ定かに答弁を求めたいのであります。

して消防の救急隊の活動範囲を狭めようという考え方は全くございません。それでは積極的に広げようのかというと、必ずしもそうでもございません。むしろ今までの法制上、家庭内あるいは職場内で発生をいたしました急性病患者を運ぶということが法律の対象になつていなかつたわけでございまして。そんなことを申し上げますと何か実態にそぐわないじゃないかというおしかりを受けるのですけれども、それが実は法制上の実態であったわけです。それをこの際きちつと法律で定める救急隊活動の搬送対象にそういう急病人を入れますよとして明確にしてやつた。これは救急隊員の士気にも関係することございますので、自信を持っていますが、救急隊員が自信を持ち誇り

法制度は大変拡大をしたということになると思ふ。けれども、実態面では既にそういう急病人人材を運んでおりますので実態を変えるものではない。どうふうに考えております。

また、タクシー等が全然ない山の中等におきましては、急病人が発生した場合には当然搬送専用にしていくという考え方でございます。それからお産のときの問題でござりますけれども、通常のお産そのものは大体予定期日がありまして順調にいくわけでございますから、あらかじめ自分で段取りをつけて病院なり医院なりに行ってお産をしていただきたいと思ひますけれども、なぜに産気づいたとかあるいは何か異常分娩のような事態になつたということで必要なときには救急車などどんどん出動をさせていきたいと考えております。

いざれにいたしました、救急車を呼ぶときには、呼ぶ人は本当に真剣に、大体慌てて呼んでおられます。そういうときには私どもは、從来もそうですが、これからも救急隊はすぐに現場に飛んでいく、そういう体制をとっていただきたい、助けてくれといったときにはすぐ現場へ急行する救急隊として運用していきたいと思っております。

○宮崎(角)委員　迅速、果敢、的確といった対応につきましては、私も身内に起つた問題としてよく認識して評価しておるわけであります。

さて、救急車の出場のうちで、いわゆる病院間の転送の問題があるのじゃないかと思ひます。病院間の転院に使われる例は全国的にどれくらい掌握されているのか、転院に使われていることについて消防庁としてはどのようなお考えなのが一つ。

それから、私の認識では病院から病院の転院という問題は消防の範囲外ですが、例えば、地域の実態とか医療機関との協調関係等を考えると使わせないわけにはいかないのじゃないかと思うのでありますけれども、この辺についての明快な答弁を求めるわけでござります。

○関根政府委員　病院から病院へ患者を搬送する、いわば転院の実態でございますけれども昭和五十九年中におきます件数は十七万九千件でございます。救急出場件数は総件数で二百二十二万五千件ほどでござりますので、その七・九%を占めているわけでござります。

私ども、病院から病院への患者の転送というのは、病院の中に一たん収容された患者の問題でございまして、その病院なり医療機関が責任を持つて他の病院へ送つていただく、自分のところの救急車などを使いになるなどいたしまして病院でやつていただくことを期待しているわけでござります。しかし、たまたまその病院なり医療機関に適当な救急車がない、寝たまま行けるような救急車がないというような場合もあるでしょ

う、密体が急に悪化して緊急を要するというような場合もあるでしょう、そういう場合には、人命

○宮崎 いろいろございのが二ござります。いざいがござります。  
○急車をきて、厚生省へ参ります。  
○入院して、病院へ参ります。  
○宮崎 いりません。

のため必要があるときは救急車を安易に利用することのないことをやむを得ないと申すものと考えております。

〔委員長退席、平林委員

（角）委員 非常に緊急を要する場合（角）委員 非常に緊急を要する場合

ですが、転院が十七万九千五百二十五万という極めて多いですが、現状では消防署はもっと努力していくべきもっとと整備し、やらねばならないことがあります。そこで、このように考えておられるが、その辺についての見解をお聞きしたいと一つ明快に答弁を願いたい。

よつて搬送、協力をす  
理着席】  
ないときの  
のお話でござるを得な  
ハサイドで  
ぬ問題じや  
の点につい  
やないか。  
お持ちなの  
うわけであ  
い場合に救  
とも機会を  
指導してま  
たと思つ  
ちつと聞き  
ますが、こ  
たいと思つ  
。 。  
ます  
ます  
た  
そ  
で  
だけ幅書

も出でおつた  
に僻地、離島  
てるのであ  
必要性を強くや  
防部はこの具  
してこれらた  
について細や  
〇閣根政府委  
容といたしま  
急の手当てを安  
文をもつて書  
います。そうち  
ますが、これは  
りましたけれど  
ない。先ほどの  
かも、この問題  
合いで救急隊を  
當てをやること  
うな、むしろ可  
あつたわけでは  
に士氣に影響  
定をさせてい  
たしておりま  
そこで、言葉

ようであります。これが昨年四月の急患の輸送にヘリの活用を提言しります。その中でドクターの乗務の指摘してあるわけですが、消化体化についてその後どのように処置のか、またそういったところの接点から答弁を願いたいのであります。

員 今回の改正案の中に、搬送の内として、必要な場合の患者に対する応搬送業務の中に含むということを明確でいていただくことにしたわけでございまして、この改正をお願いしたわけでございは從来からも応急処置はやってまいとも、どうも必ずしも根拠が明確で病人の場合と同じでございまして、この問題につきましては、医師法との兼ね合いでござります。こうしたことでは本当に応急処置なりあるいは応急の手当は適法行為になるのかといったような疑問も持たれたというようなことがあります。こうしたことでは本当にいたしますので、この際明確に規定をいただきたいということでお願いをいた

救助のため必要があるときは救急隊によつて搬送されることもやむを得ないと申しますか、協力をすべきものと考えております。

〔委員長退席、平林委員長代理着席〕

○宮崎(角)委員 非常に緊急やむを得ないとさきのいろいろな協力体制と、いは消防庁長官のお話でございますが、転院が十七万九千件とか、出勤するものが二百二十五万という極めて大変な労力と回数でございますが、現状では消防でやらざるを得ないといふ。病院間の転院について、医療機関サイトでもっときちんと整備し、やらねばならぬ問題じゃないかというお話をございますが、この点について厚生省はもっと努力していくべきじゃないか。厚生省がその辺についての見解をどうお持ちのか、ひとつ明快に答弁を願いたいと思うわけであります。

○入山説明員 従来から緊急性の乏しい場合に救急車を安易に利用することのないように指導しているところでございますが、今後とも機会をもとらえまして医療機関に対して適切に指導してまいりたい、このように考えております。

○宮崎(角)委員 よくキャッチしてきちんと聞きおく程度にしておきたいと思っておりますが、これからまた私もきちんと洞察していきたいと思つております。

さて、前回もそうでございましたが、今回、きょう特に消防庁長官に、また厚生省にお伺いしたいのは、ドクターカーの導入についてでござります。今回の改正で応急処置ということが告示でなく法律で規定されることになったのであります。が、今度の法律案には応急処置ではなく「応急の手当」とされているのです。これは救急隊員が担行よりも広い手当でをすることができるようになつたのが、ねらいなのが、このように解していいのか、その辺についての明快な答弁を求めたいのです。

もう一つは、次の問題になるのでありますけれども、消防庁の救急業務ヘリコプター活用システム研究会、先ほどもちょっと細谷先生の質問にありましたように、

も出でたようですが、これが昨年四月に僻地、離島の急患の輸送にヘリの活用を提言しているのであります。その中でドクターの同乗の必要性を強く指摘してあるわけですが、消防庁はこの具体化についてその後どのように処置してこられたのか、またそいつたところの接点について細やかに答弁を願いたいのです。

○鶴根政府委員　今回の改正案の中に、搬送の内容といたしまして、必要な場合の患者に対する応急の手当てを搬送業務の中に含むということを明文をもって書いていたことにしたわけでござります。そういう改正をお願いしたわけでございましたが、これは従来からも応急処置はやってまいりましたけれども、どうも必ずしも根拠が明確でない。先ほどの病人の場合と同じでございます。しかも、この問題につきましては、医師法との兼ね合いで救急隊員が応急処置なりあるいは応急の手当をやることは適法行為になるのかといったような、むしろ疑問も持たれたというようなことがあります。あつたわけでございます。こういうことでは本当に士気影響をいたしますので、この際明確に規定をさせていただきたいということでお願いをいたしております。

そこで、言葉の問題でございますが、私どもはできるだけ幅広く規定をお願いしたいという意味も込めて「応急の手当」という言葉にしたわけです。処置という概念よりもやや漠といたしますけれども、範囲としては広い概念ではなかろうかと理解をいたしております。ただ問題は、それではすぐに応急手当での範囲を具体的にどんどん広げていくのかということでございますが、これは隊員の訓練の問題もありますし、お医者さんとの兼ね合いの問題もあるわけでございますから、現状が特に静岡、愛知県等を舞台にして行われておらず、なかなかうかと考えます。

それから、次のヘリの問題でござりますけれども、これは民間レベルにおきましても各方面から、いろいろな実験的なヘリ數急搬送というものが特に静岡、愛知県等を舞台にして行われており

ますし、その実験報告などもなされております。また、我が方におきまして消防庁の中に研究会を設けまして、ヘリの広域的、多面的活用というふうなことについての研究成果が発表されているわけでございます。

大問題は、いろいろなことをお話しした上で、医師の確保の問題でござりますとか、経費が大変かかる問題でございますから、経費の問題、そもそもヘリコプターを配置するということになりますと、大変な財源を必要とするということともございまして、いろいろとなお検討していくかなければならぬといふ問題が多いものでございますから、出されまして、答申なり意見を直ちに実施に移すという段階まで残念ながらまだ来ていないわけでございます。いろいろの問題につきましてさらに引き続き積極的に解決をし、できるだけ早く現実の過程にのせていくように私どもとしては努めていきたいと思っておるところでございます。

○入山説明員 第一点目でございますが、ヘリコプターが各地で救急その他の業務のために使用されているということにつきましては私どもも承認しております。先生おっしゃいます、医師がいたしております。先生おっしゃいます、医師がいなかつたがために不都合があつたというようなことにつきましての調査は実はいたしておりませんので、現在のところその数字等についても把握をいたしておりません。

それから第二点目でございますが、ヘリコプターに乗つていただく医師の確保、手当てといふことにつきまして私ども実は予算要求をさせていただいたわけでございますが、御指摘のように今年度は計上するに至らなかつたわけでござります。今後とも私ども、添乗医師の確保方策につきましては引き続き検討してまいりたい、このよろこびに思つておるわけでございます。

○富崎(角)委員 引き続き検討じゃなくて、私わ

さくらがなせんじゅうくわくは、山村から高度医療機関までの陸上輸送ということがになりますと大変時間もかかるというような地域差があります。そういうことでありますと、かなりあるわけでございます。そういうことで、山村振興なり山村におきます住民の生活条件の改善といふようなことで、関係省庁の御協力をいたがきながら、陸上の救急輸送を補完するということで、ヘリコプター活用によります救急輸送システムの確立とさらにその普及ということで五十九年度から実験事業を実施してきておるわけでございまして。五十九年度におきましては、先ほど先生の方から御指摘ございましたように福島県におきまして実験事業を補助事業ということでやつておられたがいておるわけでございます。

福島県におきましては、推進会議におきまして実験計画の検討なり具体的に医師も添乘いたしましたとしてペリコプターを飛ばしまして事業を実施した十九年度の事業の成果を踏まえまして手引書を作成いたしております。それから福島県にもまた車

域に改めたところ、まさに先ほどの活用主体の問題でありますとか費用負担の問題でありますとかそうした点についてさらに突っ込んだ内容の検討をいたしました、システムの一層の改善を図りたいというふうに考えております。

二点目の国土庁として何か助成事業のようなものを行なうかといふ点でございますけれども、国土庁はいわゆる事業実施官庁ではございません。やはり関係の各省において、例えば医師の手当の問題でありますれば厚生省でありますとかそういうところでおやりをいただきたいといふふうに思っておりますが、このヘリコプターの活用の関係では国土庁が一応中心になりますして連絡会議のようなものを設けております。その場を通じまして関係省庁とより密接な連携をとりながら対応してまいりたいというふうに考えておりまます。

○宮崎(角)委員 概要よくキャラチできました

今長官の方の話もありましたが、離島、僻地で急患が発生した場合、海上自衛隊、そういった自衛隊機のヘリでドクターを同乗させまして急患を収容して都市の病院へ運ぶ。我が長崎県では離島が全国で一番多いわけですが、その長崎県にもそういうケースが非常に見られるわけでございます。最近はドクターが不足のためにヘリの出動を見合わせているというケースがふえていくといふことを聞いているわけですが、この点について厚生省の方では実態を把握されているのかどうか、ひとつ答弁を求めていきます。

それからもう一つは、厚生省が六十一年度の予算で救急出動のヘリに医師が添乗した場合に、その実績に応じまして特別手当などの経費を補助することを要求した。しかし、結局予算がつかなかつた。どうしてこういう予算がつかなかつたのか、非常に危惧を感じるわけですが、来年度以降もぜひこういった問題については強く要求

い、そういった決意なり見込みはどうなのとかと聞いておきたい。さて、きょうは国土庁も来ておいでございまして、どうかお聞きしたい。さて、きょうは国土庁も来ておいでございまして、どうかお聞きしたい。

今のは厚生省の御答弁から推して、またいろいろなプロセスを通して考えることは、国土庁では平成十九年に福島県で山村におけるヘルリによる救急医療体制の整備のために医師搭乗による実験を行ったと聞いているのですけれども、その後この研究はどうなっているのかというのが一つ。同じく市町村に、皆さんの方は将来このシステムを具体的に地方団体に実施させるために補助制度をつくりお考えはないのかどうなのか、この二点についてお聞きいたします。

○中澤説明員　国土庁でございます。

国土庁は山村振興ということでございまして、先ほど御指摘いたしましたように、山村地域におきましては急患発生等の場合に救急搬送

のほか三県におきましてヘリコプター活用によつて救急輸送システムの実用化ということで具体的な方策の検討をお願いいたしております。  
今回六十年度は活用主体の育成というのを主題にしてやつておるわけでございます。活用主体と申しますのは、ヘリコプター活用につきましてはいろいろな問題がござります。先ほどお話をございましたように医師の添乗の問題でありますとか費用負担の問題でありますとかそうした問題がありますので、それぞれの市町村がばらばらに応するのではないかうまくいかないということになりますので、例えば協議会のようなものを設けて一緒になつていろいろ検討していくくといふ格好にした方がいいのではないかということで、そのための中間事業とすることで事業をやつておるわけでござります。六十一年度、来年度でございますけれども、この二年間の実験事業の成果を踏まえまして学識経験者等によります検討会を置きまして手引書で一応のシステムはつくつたわけでござります。

な  
シターなるものを設けましてドクターの搭乗による船上の急患輸送を実施しているということで、私は大変感心をしているわけでございます。海の仕事に携わっている人たちにとって大変心強いシステムであろうかと評価するわけであります。現場では大変な御苦労をされているのではないかと思いますが、うまく育つていただいていただきたいと願っております。

このように海上では既にこういうシステムができており、離島、僻地についても早急に医師搭乗による救急システムを実現すべきであろうと思うのであります。が、救急業務所管の自治大臣の所見を伺っておきたいのでござります。

○小沢国務大臣　先ほど、国土庁からもそのシステムをつくって各省庁協力してやらなければならないという話がございました。私どももいたしましても、特に離島、僻地なんかにおける問題につきましては本当に生命にかかることでございま

になりますと大変時間がかかるというような地域で、かなりあるわけでございます。そういうことで、山村振興なり山村におきます住民の生活条件の改善といふようなことで関係省庁の御協力をいたがきながら、陸上の救急輸送を補完するということです。ヘリコプター活用によります救急輸送システムの確立とさらにその普及ということで五十九年度から実験事業を実施してきておるわけでござります。五十九年度におきましては、先ほど先生の古から御指摘ございましたように福島県におきまして実験事業を補助事業ということでやつていただいたがいておるわけでございます。

福島県におきましては、推進会議におきまして実験計画の検討なり具体的に医師も添乘いたしましてペリコプターを飛ばしまして事業を実施したわけでございます。六十年度、今年度もこの五十九年度の事業の成果を踏まえまして手引書を作成いたしております。それから福島県にもまた事業の継続実施をお願いしておりますけれども、このほか三県におきましてヘリコプター活用による救急輸送システムの実用化ということで具体的な方策の検討をお願いいたしております。

今回六十年度は活用主体の育成というのを主題にしてやっておるわけでございます。活用主体と申しますのは、ペリコプター活用につきましてはいろいろな問題がござります。先ほどお話をございましたように医師の添乗の問題でありますとか費用負担の問題でありますとかそうした問題がありますので、それぞれの市町村がばらばらに応応するのではないかうまくいかないということです。例えば協議会のようなものを設けて一緒にやっていろいろ検討していくくといふ格好にした方がいいのではないかということで、そのための実験事業とすることで事業をやっておるわけでございます。六十一年度、来年度でございますけれども、この二年間の実験事業の成果を踏まえまして学識経験者等によります検討会を置きまして手引書で一応のシステムはつくったわけでございます。

二点目の国土庁として何か助成事業のようなものをおやらないかという点でございますけれども、国土庁はいわゆる事業実施官庁ではございません。やはり関係の各省において、例えば医師の手當の問題でありますれば厚生省でありますとかそういうところでやりをいたさういたいというふうに思つておりますが、このヘリコプターの活用の関係では国土庁が一応中心になりまして連絡会議のようなものを設けております。その場を通じまして関係省庁とより密接な連携をとりながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○宮崎(角)委員 概要よくキャッチできました  
が、海上保安庁は昨年の十月に社団法人日本水難救済会本部ですか、こういった本部に洋上救急システムとなるものを設けましてドクターの搭乗による船上の急患輸送を実施しているということで、私は大変感心をしているわけでございます。海の仕事に携わっている人たちにとって大変心強いシステムでありますかと評価するわけであります。現場では大変な御苦勞をされているのではないかと思いますが、うまく育つていただきたいと願っております。

このように海上では既にこういうシステムができてる。離島、僻地についても早急に医師搭乗による救急システムを実現すべきであろうと思うのであります。救急業務所管の自治大臣の所見を伺つておきたいのでございます。

○小沢国務大臣 先ほど、国土庁からもそのシステムをつくって各省府協力してやらなければならぬといふ話がございました。私どもいたしましても、特に離島、僻地なんかにおける問題につきましては本当に生命にかかることでございまして、システムの一層の改善を図りたいというふうに考えております。

ですので、何とかしてこのシステムをつくり上げていかなければならない、そのように考えておるわけでございます。現実、体制を整えるにはいろいろな問題があると思いますけれども、各省庁協力いたしまして、できるだけ充実させていくことができるよう今後とも努力したいと思ひます。

卷之三

○宮崎(角)委員　自治大臣の御答弁を煩わせていただきましたが、厚生省と消防庁にお伺いしたのですけれど、急患輸送によるドクターの搭乗の必要性というのは何も離島や山間僻地、それだけではなくて、都市、これも全く同様な問題があるわけであります。前の国会で私の質問に消防庁長官もドクターカー方式は「救急体制としては非常に望ましいことである」と答弁をいただいたわけでありまして、現在の救急告示病院あるいは診療所、これは知事が告示するのであります、及び救急医療体制のもの各医療機関では、医師を常駐しておかねばならない、こういうふうになつてゐるわけです。この医師を救急車に乗せることができないのかというのが一つ。つまり現在の制度では医師の常駐、固定化を前提としているのであります、これを移動化する制度、言つてみれば移動救急医療体制、こういったものをつくれないのかどうなのが、これは厚生省と消防庁にお伺いしたいのであります。

また、厚生省には、私は提言したいのであります、医師の搭乗が直ちに無理というのであれば、看護婦もあるいはまた看護士のベテランを再教育するなどして搭乗させることができないのか。最近はシルバーセンターとかって大変そうちつたことの活用がなされているわけであります、が、この点についての明快な答弁を願うわけでございます。

また、最後に自治大臣にお尋ねしたいのは、六十二年度の予算でこのような移動していく救急医療体制といいますか、つまりドクターカーのモデル地区、そういうものを設ける必要があるのでないか、こういったことを大臣に提言したいの

大臣の答弁を求めるのでございます。  
○岡根政府委員 ドクターカーの導入につきましても、いつも先生から大変御熱心な御提案を拝聴いたしているわけでございます。私どももいたしましても、いろいろな条件整備を図りましてできるだけ早くそういう体制をつくっていただきたいというふうに考えておりますけれども、何せ當時お医者さんを確保しておかなければいかぬというような問題でありますとか、比較的広範囲にわたつて患者の輸送というものが起るものですから、なかなか特定の消防機関だけでやつております救援隊の活動範囲とかみ合わないというような問題もあります。絶対できないと言つてはいるわけじやございませんが、そういう問題もあるし、財政面の問題もあるわけでございます。そういうことで、全国一律にそういう制度を導入していくことにはなお相当な検討をする問題もあるし、時間もかかると思います。しかし、私どもとしては十分検討していきたいと思います。

それから、移動救急体制というような形で今救急病院等にいるお医者さんに乗つてもらつたらどうかという御提案でございますけれども、まさにそれが私はドクターカーであると思ひます。ただ、今いる人をそのまますぐ使えるかということになりますと、その救急医療施設はやはりお医者さんをそこに置いておかなければいかぬ、それが果たして救急車に乗つてしまつた場合にうまくいくのかなどという問題もなおあるわけでござります。いざれにいたしましても、ドクターカーの整備の問題として検討させていただきたいと思います。

それから、最後にお話がございましたドクターカーのモデル地区を設けてこれを推進したらどうかという御提案でございます。私どもも、むしろ全面的にできないならば拠点的にやっていくという方法が一つの有力な方法であろうといふことに先生の御指摘の考え方即しまして、既に全国で三ヵ所実験的な都市としてやっております。

宇都宮でありますとか松本市でありますとかやや  
ござりますと、特にこの松本市あたりは大変な成  
績を上げておるというふうに考えております。こ  
れらのモデル地区につきましては、さらにこれを  
一挙に何十というふうに広げるということはいろいろ  
いゝ面で難しいと思ひますが、できるだけ数多く  
も、希望をするような都市がありますれば広げて  
いくことにつきましても検討していただきたい、前向  
きに取り組んでいきたいと考えております。

○入山説明員 重篤な救急患者につきましては、  
できるだけ早く医師の管理化に置くことが必要でござ  
ろうと、いうふうに私どもも考えているわけでござ  
ります。しかしながら、各医療機関に勤務して  
おります医師もそれぞれ診療に従事しているわけ  
でござりますので、そういう要請を受けて直ちに  
出動するということは現実的にはなかなか困難な  
場合が多いだらうというふうに私どもは考えてお  
ります。

○小沢国務大臣 ドクターカーの問題につきまし  
ても、長官から答弁がございましたけれども、こ  
れが実現すれば本当に救急医療の効果を上げること  
ができるることは御指摘のとおりであります。今  
試験的にやりながらそのいろいろな問題点の把握  
に努めておるところでございますが、今後とも十分  
分検討してまいりたいと思います。

○宮崎角委員 大変前向きな答弁を受けてあり  
がたく思つておるわけでありますと、近年、国民  
の医療事故に対する関心是非常に高まつております。  
救急医療に対する見方も厳しいものがあるよ  
うでございます。先般の滝口さんも、もし医師が  
同乗しておればあるいは助かったかもしれないと思  
われる向きもキャラッヂしているわけであります  
が、私の手元にある統計によりますと、五十九年度  
中に救急車で搬送したもののうち医師の初診時  
に死亡した者が三万一千五百九名とされておりま  
す。早く診ておればという気持ちがしないでもな  
いわけでありますが、医師の過剰時代、五十八年  
に十万人対百五十八人は達成したわけであります  
が、過剰時代といわれている現在、もちろん地域に

より偏在の問題もありますけれども、医師の新しい活動分野の開拓という意味で、消防厅と厚生省はよく相談をして、今申し上げております移動救急体制の具体化をぜひ図つてもらいたいと思うのです。

○小沢国務大臣 事、生命に関することでござります。そういう体制が整つていさえすれば助かっただであろうにという、後で言つても始まらないことでござりますので、これにつきましては先生御指摘の、御指導のとおり厚生省とも十分協議をいたしまして救急体制の万全を図るよう最善を尽くしていきたいと思います。

○宮崎(角)委員 時間になりました。終わります。

○福島委員長 岡田正勝君。

○岡田(正)委員 日程外であります、ただいまの質問に統一して、関連をしてちょっとお尋ねをさせていただきます。

日本の救急体制の中にヘリはありますか。

○関根政府委員 消防機関として持つておるヘリは、消防専用が十八機、それから消防防災という幅広い——これは県で持つておるものでございますが、二機、合計二十機でござります。これらの消防関係のヘリは当然のことながら多用途に使うわけでございまして、災害があればその状況視察なり救援に出していく、と同時に僻地離島等で急患等が起きましたときにはそれが搬送の用に立つてよう活躍する。特に東京都では伊豆七島等離島部分を持っておりまして、重篤な患者で本土の病院へ搬送する必要があるものにつきましては、毎日というとちょっと言い過ぎでございますが、しつちゅう出動しておるということでござります。消防の中ではそういう形で既に実用化されているわけでござります。ただ、全国をカバーするだけの網にはまだなっていないわけでござります。

○岡田(正)委員 全国で二十機あるということです。

ござりますが、現在要望が出ておるのがあります  
か。

○関根政府委員 昭和六十一年度におきましては、一機購入の希望が出ております。  
○岡田(正)委員 もう一言。それは購入できます

○ 関根政府委員 か。  
具体的な都市名は、大阪市から

の希望表明があるわけでござります。現在御審議をいただいて、衆議院は通過させていただきましたが、六十一年度予算の中で一機分の手当てをしているところでござりますので、実現可能である

○西田(正)委員 そこで、ハリに関連しますので  
と考えております。

ちょっとお答えが難しいかもわかりませんが、サミット用に外国の要人を運送するということで三機購入することにいたしましたね。あれの所管は防衛庁になるのかどうかよく知りませんけれども、今後の所管と運用の仕方というものは何か聞いておられますか。わからなければわからぬでいいです。

**C 関根政府委員** 私とも許しくは何でござりますけれども、政府の要人の輸送等にお使いになる

という形で、直接私どもの所管しておる救急患者の搬送等についてそういう連絡は受けていないと

このやうな事はござります。

ましたが、中曾根総理が座席に座つてみられて、

ああなかなかよか気持ちである。これほんのいいもの、が入った、どういう名前をつけようかということ

で全国から名前を募集している。「さくら」にするか「すみれ」にするか、なかなか春うららの感

じがするのであります。  
さて、要人の贈送はそれで無事に済むことであ

「要人の英傑の手、我軍の名将の手、これよりましょが、その後何に使うのかということです。」

す。政府の要人の運送ということを成ると思ひます。あると思いますが、私はあのへりといらのはほとんど使うことなしに眠ってしまうのではないかという感じがするのです。そこで自治大臣としては、緊急の場合にはこれが使えるようになら

そんな立派ないいすを汚すわけにはいかぬでしようと  
けれども、それは簡単に取りかえもきくことがありますから、そういうふうにしてでも、今度はあ  
だん国民の生命を守るために、いざというときにはそれが使えるよう、決して万全とは言ひがた  
い日本全国の救急体制の現状から頼みて、それ  
を担当する自治大臣としてはこの際その運用の方  
法について一言あつてしかるべきというふうに思  
うのであります。いかがでありますか。  
**○小沢国務大臣** サミットの使命を終えた後の使  
用目的につきましては、私、まだ聞いておりませ  
んからわかりません。それいろいろな考え方方  
があると思いますが、先生御指摘のように、特別  
毎日使うような用事でもない限り、当然救急体制  
のためとか災害のためとかいろいろ活用の方法は  
検討されてしかるべきだと思いますので、その点  
につきましては私の方から今後のことを見合わ  
せまして、もしそれに活用ができるようなもので  
あるならばそのようにしてまいりたいと思います  
ので、協議検討いたしてみます。  
**○岡田(正)委員** 率直なお答え、ありがとうございます。  
いました。大臣は中曾根さんの信任が大変厚いよ  
うでございますから、ひとつ直言をしていただき  
たいと思います。

制の確立のための相当濃密な調査、ないしは提言をしておりまます。また、コロンボ計画に基づきます十一ヵ国十名の研修生を二ヵ月間にわたりまして研修受け入れをいたしました。また、消防大학교へは、昨年韓国の学生二名を本科生として、六ヵ月過程でござりますが入学をさせております。こういったものが、現にやつております。こういったものにつけて努力をしていきたいと考えております。

○岡田(正)委員 昨年のメキシコの大地震あるいはコロンビアの大災害、ああいう災害が起きた場合に具体的に現在派遣は可能であるのかないのか。それから、その場合、消防庁として協力される場合にはどのような協力ができるのか。

○関根政府委員 現在、仮に日本の近隣諸国におきまして大災害が起こった、そのため緊急に救助を要するのですぐに来てくれとということであれば、私ども日本の消防隊としては各都市の協力を得ましてすぐにでも出せる体制はつくっております。

ただ問題は、事、外国に消防隊を出すといふことでございますから、外交関係の配慮を十分しなければいけない。したがって、現地の政府からの要請、それを受けたての日本國の外務省との連絡、そういうものをきちんと経なければいけませんし、またそれについての政府全体としての判断と、いうものもあるでしよう。そういうものに従つて私どもは出したい。事実上の実力としては、派遣するだけの力は十分持ち、準備もしておるということを申し上げておきたいと思います。

それから、消防としてはそういう体制整備を何でも早く整えておきたいということで、既に協力をいただける都市の意向調査をいたしておりますが、現在までに三十三消防本部、三百九十五名の特別救助隊を出し得るという協力の申し出をしておりまます。また、これらのものにつきましては、ただいまでいります。また、これらのものにつきましては、ただ人數をそろえるだけでは困りますの

で、合同して訓練をする必要もございますので、近くやや大がかりなしつかりした合同訓練をやりたいということで準備をしているところでござります。そういう意味において、消防庁としては、この問題につきましては積極的に対応をしてきましたつもりでございますし、これからも対応していくと思つております。

○岡田(正)委員 わよと立ち入つてお尋ねをいたしますが、今まで海外の方から外交関係を通じて協力の要請、いわゆる出動の協力ですね、要請はありませんでしたか。

○関根政府委員 正式な要請は受けておりません。私どものところまで届いた要請はございません。

○岡田(正)委員 それでは、現実には他国からも盛んに応援が行つておりますね、ああいうところというのは外交上のルートを通じて応援を申し込まれたから行つたのでしょうか、自発的に応援に行つたのでしょうか。

○関根政府委員 詳しくは私ども存じませんけれども、大体ああいうものは現地の在外機関といふものの連携を密にしながら、実力を持つた部隊でございますから、そういうものの派遣はなされるものというふうに理解をいたしております。

○岡田(正)委員 そうすると、我が日本いたしましては外国から要請があれば出動できる態勢もとつておるし、準備もできてる、だがしかし、要請がないから出ない、これが今日の状態である、こういうふうに聞こえました。ということになれば、どちらかといえば世界じゅうで金をもうけた、もうけた、もうけ過ぎておるという非難を浴びせられておる我が日本としては、むしろ困つておる人に対しても手を差し伸べるという姿が本当じやないんでしょうか。だから、日本の方からむしろ、お困りでしよう、必要なことがあれば応援に参りますというような積極的な応援の手を差し伸べる姿勢というのが、これはもう世界の第二の国になつた日本ですから、ぜひとも欲しいと思

うのですが、それはやはりできませんか。

○岡根政府委員 防災の責任を持つていて消防といたしましては、日本で仮に日本の消防力だけに対応し切れない、対応できるにいたしましても外国の応援をお願いをしたいという場合があり得るかも知れない、そういうことを想定いたしますと、私ども消防の責任としてはやはり外國で何かあつたときに出でていけるだけのそういう対応をすべきだと考へておるわけでございます。しかし、それは消防がそういうふうに考へておるだけござります。消防が勝手に考へたわけじゃありませんで、私どもの方でいろいろと救急なり災害なり関係のある学者の先生でありますとかあるいはお医者さんの関係に御協力をいたしております。そういう方たちが災害現場へ参りまして帰つてしまいまして、消防は対応した方がいいよ、対応の必要があるよという話を常に私ども聞かされてきたわけです。特に、昨年のメキシコの地震のときに現地へ参りました医学の専門家の方でございますけれども、そういうお話をいただきまして消防としては対応をしているわけでございます。

しかし、やはり消防も一つの実力部隊でございましてから一つの人間を外国に、しかも地方公共団体の職員でありますから公務員を一つのまとまりとして外国へ出すということになりますと単独で出していくというのはいかがなものか。きちんととした外交ルート、そういう外交関係の配慮もしながら、そういう了解のもとに、また政府としてもきちんとその辺のけじめをつけて出るのが筋であろうといふうに私どもは考へておるわけでござります。そして、そういう方面の話というのは消防が直接やるというのはおかしい話でございまして、今外務省が中心になりまして関係各省の連絡を取りながらそういう体制整備を進めていたいと考えております。

○岡田(正)委員

そこで、大臣、私はお願いしておきたいのですが、ああいうコロンビアの大災害とかメキシコの大地震とか世界各国で大変注目を

集めて同情を集めているような大災害のときに大

国日本が外国の要請がなければ出動しないといふのではなくて、これはまあ消防だけでそんなことがありますか、少なくとも政府として積極的に、お困りでしょう、何かやることはありますか、やらせてもらいます、こういう姿勢をとつて、やはり日本は対応が早いという称賛を世界から受けるような行動をとつてほしいんですよ。も

うあのとき各新聞をごらんになって、全國民が、日本というのは対応が遅いな——中曾根さんなども、そういう肝心なやらなければいかぬことが抜けちゃおらぬかと私は思うのです。そういう批判は大臣にお答えせいと言つたって、それは無理でございますが、しかしそういう悔しさ、いら立たしさというものをやはり日本人は持つてゐると思います。

しかし、やはり消防も一つの実力部隊でございましておるときにはどこの国よりも真っ先に援助の手を差し伸べていくという姿勢を貫いてほしい、日本でございますから、やはり総理に対しても直

○岡田(正)委員 それから、先ほどの議論を聞いておきました中で、そういう生命が危なくなる病状が著しく悪化するおそれがあるとか、そういういわば緊急性、重大性といいますか、そういうものを持つてゐる場合には搬送対象にしたい、こ

○岡田(正)委員 それから、先ほどの議論を聞いておきました中で、そういう生命が危くなるお

いは病状が悪化するというきなんかがあつてはいかぬのでそういうことを一定の要件の中に加えた、それから急病人等ということを今回入れておるということは、今までいわゆる事故を対象

にしておったんだで實際は今でも急病人を運んでい

る、二百二十五万件くらいやつておるうちの百万件くらいは急病人の対象でやつておるんです、現在やつておるもの、いわゆる責任感と職務の熱意を盛り上げるためににはつくりと法制化して出

ておこうということあります。そうすると、そういう御説明の中で必要な条件を満たしたときと

いうのを判定するのは、電話がかかってきたら飛んでいくわけですから飛んでいったその人が判断をするのである、こういうことです。これは実

際には、電話をかけて早く来てくださいと言つてゐる人は、自分は大変な病気だと思つてゐる場合が多い

思つております。

○岡田(正)委員 ゼひお願ひします。

そこで、今回の救急業務の対象の中で、先ほど

も本人が重大だということを訴えればそれは当然

搬送の対象になるもの、消防の救急隊員というの

はそういう判断をして対応する。明らかに、ど

う見ても、だれが見ても何でもない人が仮に電話

をしたとすれば、それはともかく余り緊急ではないし、そのまま置いておいても悪化するおそれはないし、ということで搬送を拒否する場合も、中に

はあるかもしれませんけれども、それは極めて例

外的な場合であるというふうに私は考へております。

○岡田(正)委員 私は、今のお答えの範囲ではわ

かるのですよ。お答えの範囲ではわかるのです

ますが、もしそこへ行つて、電話をかけられたか

ら救急車を持って行つた、持つて行つて本人を

見たら、本人はけろつとした顔をして歩いて救急

車に乗ろうとしたというような場合、将来あつ

はならぬことです、何でもないじゃないかと

いつて、もしそういうことで一定の要件を満たし

ていない、これは違うというので、あなた大した

ことないからやめときなさいといって、救急車が

帰つたその後にばつと倒れて死んだというよう

な事故が起こりかねないと思うのですよ。そ

う、現実に行く救急隊員の直接の責任になつてく

るような文言というのは入れない方がいいんじや

ないかな、これは将来罪つくりはせぬかなと私は

思つておりますが、どう思われますか。

○岡田(正)委員 制度というのは、やはり制度を

つくるときの意図と實際の運用とがうまくかみ合

いません、本来の意図したとおりの実効を伴わ

ない、大変おかしな結果になつてしまふ場合があ

るわけでございます。私どもいたしましては、

そういうことのないよう十分救急隊員の教育等

もしつかりやつていただきたいというふうに考へてお

ります。

ただ問題は、現在法律に急病人の搬送といちこ

とが全然対象になつっていないということが大変な

問題であると私は思つています。もちろん、職

員の士氣にも影響しますし、そもそも、救急車の利用について国民に理解をいただくこう。これが大変必要なことだと思いますが、国民に理解をいただくときに、その理解をいたく方法といいますか、理解をいたくPRをしようと思つても、PR文書に何と書けばいいのか、そこも実は現在決まってないわけでございますから、救急車といいますのは、今お願いをしております法律で言つておるようなそういう人を搬送するためにあるのですよ、それが的確に機能できるようひとつ御利用をいただきたい、そういうPRもしたい、そういう制度としてきちんとしていただきたいということです、またその必要もあるものですから今お願いをしておるわけです。しかし、それが余りしきし定期になりますと、今先生の御指摘のような、中に病気を持っていて表面がお元気だ、それを拒否するなんということは、これはあってはいけません。したがって、観察能力についての教育も必要でございますし、同時に、ただそういう能力を持つているだけじゃなくて、現場での適切な運用をするようやはり運用面での職員の教育も必要であろうというふうに考えているところでござります。

○入山説明員 救急車の出動件数につきましては、年間二百万を超すという数字になつてゐるわけでございます。その際に、その都度医師が同乗するということにつきましては、それぞれの医療機関におきまして各医師は必要な診療に従事していいわけでございますから、現実にはそういう自分の問題につきましてはそれぞれの地域ごとに消防機関、それから医療機関との間で十分な話し合いを持つて、それぞれの地域に適合した協力体制を築いていったらどうであらうかというように考えているわけでございます。

○関根政府委員 ドクターカーにつきましては、これを一律的に実施をするということになりますとお医者さんの確保が非常に難しいという問題、それから財政的な負担もあり、それからお医者さんを果たしてそういう一地域地域によって違うと思うのです。東京のような大都市はある程度そういうことも確かに必要なと思いますが、例えば過疎地域でそういうドクターカーの出動の頻度との兼ね合いでどうなのかという問題もあるうと思います。したがって、いずれにいたしましても過疎地域でそういうドクターカーの出動の頻度との兼ね合いでどうなのかという問題もあるうと思います。したがって、いさりにいたしましても今、全国三地域におきまして試行的に実験的な運用をしていくわけでございます。これらの実験都市の状況等も見、また、希望があればこういったものも少しふやしていくことについても検討していきたいと思っております。そういうものを通じましてさらにこれを前進させるための方策を私どもとしては検討していくべきだ、今すぐはなかなかな難しい問題ですということです。

○岡田(正)委員 これは話がちょっと飛び過ぎるかもわかりませんが、自治医大の卒業生というような問題、これは私、資料を持ってきておりませんけれども、自治医大を各自治体の協力で自治省があれしてやつておりますね。ところが、実際に卒業をなされた方が大半と言つたら言い過ぎに

○井上政府委員 突然の御質問でございましてデータもございませんが、ほとんどの人がどこかへ行ってしまう、授業料は返しますというようなことがあります。——それはない。ああ、よかったです。それが御指摘になりましたように、本来の僻地医師としての使命を放棄してしまった学生は大体十名程度と聞いておりまして、大変少のうございました。

ですから僻地病院に勤務しております医師の数でござりますけれども、これはかなりの率に上がっております。ただし、一定の期間、研修をやるということでお、勤務いたします病院の場合にはやはり都市的な病院もござります。そういうものの除きますと、大部分の卒業生はやはり僻地病院あるいは僻地診療所あるいは僻地中核病院、こういうところに勤務をいたしておりまして、本来の役割を果たしておると承知いたしております。

○岡田(正)委員 幸いにいたしまして今、僻地勤務を放棄してしまったというのが七、八百人のうち十名ぐらい、非常に安心をいたしましたが、それにいたしましても腹立たしい話ですよ。ね。

今、僻地におきましては一人のお医者さんを確保するために莫大な労力と金を払っております。そのことを考えてみたら本当に腹立たしい気がするのであります。この自治医大の充実にさらに努めてもらつて、やはりアメリカで見ておることとながなぜ日本でできないのだろうかということを考えいただいて、将来少しでも前進ができますよう、今三つの地域で試行しておられるという話でありますから希望をつないでおるのであります。が、ぜひこの問題が進展をするようお願いしたい。

この間の滝口さんの問題についてさらに質問をしたかったのですが、滝口さんの問題で、私が事前に聞いたところでは、実際には病院なるかわかりませんが、ほとんどの人がどこかへ行つてしまつ、授業料は返しますというようなことがあります。——それはない。ああ、よかったです。それが御指摘になりましたように、本来の僻地医師としての使命を放棄してしまった学生は大体十名程度と聞いておりまして、大変少のうございました。

をして、ついでに、病院で断られ、断られ、断られをずっと回って、病院で断られ、断られ、断られにとまつておつて電話連絡をとつて、どの病院もだめ、あの病院もだめと言つておるうちに時間がたつてとうとう亡くなられた、こういうことです。ただ救急車が病院を回らなかつただけの話ですね。それにしても私が非常におかしいと思うのは、現在ぐらい救急体制が整つておると言われておるこの大都市の中において、救急センターで、そこへ救急車からばんと電話を一本かけねばもうそこにはちゃんとランプか何かついておつて、どこの病院に行けという指令が出るものと、私だけが思つておるのじやないと思いますよ、ほとんどの国民が思つておると思うのですよ。それがその病院がなかつた、そのため間に合わぬで死んだ、これはもう滝口さんのようなあいいう非常に立派なことをされた人の命がなくなつていくというのは、私は本当に見逃しにできない大事件であるといふうに考えておりますので、より一層の救急体制の整備に努力をしていただきたいと思いますが、大臣に答弁をいただいて終わりたいと思います。

○末廣説明員 先般の雪害の事故でござりますが、送電線の鉄塔倒壊という事象があつたわけですがございますが、ちょうど昭和五十五年、東北地方におきまして鉄塔倒壊ということがございまして、これまで各電力会社におきましては、特に湿った雪の降る機会の多い地域であつて、かつ鉄道とかあるいは幹線の道路などの横断箇所等につきまして、順次難着雪リングの取りつけを中心といたしまして、順次難着雪リングの取りつけをございます。ただ、まして雪害対策を講じてきておるところでござります。例えば、今回鉄塔倒壊のありました神奈川県内につきましても現在約一五%には難着雪リングを取りつけているところでございます。ただ、今回鉄塔倒壊の発生しました送電線の部分につきましては、この地域におきますこれまでの気象状況、積雪の状況等から見まして、難着雪リングの雪害対策はとられていないかたどりうのが実情でございます。

○経塚委員 今回の事故の電線にはつけておらなかつた、神奈川県下では一五%ぐらいということではあります。これは五十五年十二月、東北電力で百四十三基倒壊だと破損があつたわけですから。その後、これは通産省も入られて、それで電力流通設備雪害対策特別委員会を設置して、もう五十六年七月に報告書が出ているのですね。このリングといいますのは極めて簡単な装置だと思うのですね。これは大臣も後で報告書をこちらに持つたらわかると思うのですが、この電線のねじの溝に沿つて雪がたまっていく、これをリングをつけておれば、リングで雪がとまりますからここで雪が塊になつて落ちる、したがつて電線には付着をしない、これはもう北海道で効果を上げておるということで、五十六年の七月に既に報告書として効果は検証されておるし、つけなければなるのは通産省になるのですか。

○末廣説明員 通産省におきましては、五十五年

の東北電力におきます雪害事故以降、こういった

雪の降る機会の多い地域であつて、幹線道路等の横断箇所等を中心に、重点的に順次取りつけるよう指導しております。

○経塚委員 通産省、結構です。難着雪リングの取りつけということについて指導してきておりますが、送電線該当箇所が非常に多いのですから、先ほど申し上げましたように、特に湿った雪の降る機会の多い地域であつて、幹線道路等の横断箇所等を中心に、重点的に順次取りつけるよう指導しておきます。

○経塚委員 通産省、結構です。

○経塚委員 細谷委員の質問に対する御答弁を聞いておりましたが、この難着雪リングにつきましては、すべての雪害に対して有効というわけではございません。例え、その取りつけに当たりましても、そのおのおのの地域におきます雪の質たどりういは積雪量等を総合的に勘案する必要があるわけでございません。したがいまして、今後もこの難着雪リングの採用につきましては、そういう地域の特性を十分勘案しながら、取りつけについて指導していくたいと考えております。

○経塚委員 効果があるということは、この報告書の中でも明確にうたわれておるわけですよ。そ

れはあかんやないかと言うて言える立場にもなかろうと思いませんから、選任されたとおりにこれは認めざるを得ぬだらうと思ふのです。それで、出資は引き揚げる。一体、これ、国の責任、国家

員の大臣の任命制を廃止して、協会が選任したも

のを大臣が認可する。協会が選任したものを、そ

れは確かに非常に危ないのですね。それで一つ

倒れれば連鎖反応的に連れもつて倒れるといふことになつてしまふわけですし、今回の場合は重傷

を受けた方の数はそんなに多くはございませんけ

れども、それでも住宅など二十六棟が被害を受け

たのですね。これはやはり早急に対策を

立てなければなりません。

○小沢国務大臣 電力に関する問題では、直接的に

難着雪リングの取りつけということについて指導してきておりますが、送電線該当箇所が非常に多くあります。私からも通産大臣にも、そのよ

うな先生の御意見があつたことにつきましてはお伝えいたして、善処をお願いしておきます。

○小沢国務大臣 通産省、結構です。

○小沢国務大臣 通産省、結構です。</p

の関与、責任というものは從来と内容は変わらぬ  
というけれども、体制が変わるのでですからこれ  
当然変わる危険性を持たざるを得ぬと思われるの  
ですが、その点はいかがですか。

きましよう。消火器、消火器用消火薬剤それから、この不合格品の率はそれぞれどうなっていますか。

○関根政府委員 暈利五十九年頃におきまして実験的におきましては、消火器の不格合率が1%、消化器用消火薬剤が2・4%、火災報知設備につきましては1・3%となつております。

国の出資制度をなくすわけでござりますけれども、この出資がありますとどうしても出資した資金の保全と申しますか管理といいますかそれに完全を期しますために国が必要以上にいろいろと関与してくる。例えば資金計画等につきましても細かいところまで見る、あるいは予算についての所管省以外の省庁もそれに関与するというようなことになりますて大変能率を阻害する。そういうことでござりますから、特殊法人でありましても能率的な経営をするということは、これは一方必要なことでございます。業務の適正さを保持するという範囲内におきましてできるだけ経営を効率化していく、そういう接点というもののを見出しまして今回の法律の改正案の内容としたところであります。わけでございます。

こういった改正をいたしましたのも、検定水準の内容そのもの、それから業務につきましての監督権等でありますとか監督上必要な命令というものは依然として監督官庁であります大臣に留保されておりますし、また業務の状況が適正に行われていかどうかを判定するための立入検査権等につきましてもあるわけでござりますので、こういった権限を留保し、かつ必要に応じて行使することによりまして適正な検定業務というものは確保され得るものと考えます。

○経塚委員 納得はいかぬわけですが、検定の中から不合格の不良品ですね、これは項目はたくさんありますけれども、三つだけちょっとと聞

○ 関根政府委員 昭和五十九年度におきます実績  
におきましては、消火器の不合格率が 1%、消防器  
器用消火薬剤が二・四%，火災報知設備につきま  
しては一・三%となつております。

○ 経塚委員 これは不合格品がかなりな数にな  
ると思いましてね。消火器の検定申請の個数が五十  
年三百四十九万でしょ。そうすると不良品が三  
万四千九百個、消火薬剤が四万个でしょ。火災報  
知機が六万九千個になるわけですね、数から  
くと。頼りにしていた消火器が不良品だと火災報  
知機が作動せぬとかということになつてきただ  
大変ですが。これは協会の方も、社内の詰めが  
足らぬとか、いろいろ「協会だより」での実態  
を明らかにしておるわけがありますが、こうい  
う状況なればこそ——協会の側にとつてみれば國が  
いろいろ関与するのはうるさいかもわからぬわけ  
ども、もともと國家検定なんですよ。JISマーク  
などと違うのです。国がやるべきものなんです  
よ。それはうるさいのは当たり前ですが。そん  
なもののうるさいといふの、いつんだつたら返上  
たらええわけですが。これはうるさくて当然な  
んですよ、人命に責任を持たなければならぬわ  
りますから。だから単に自立ということだけ  
では役員だとか金の問題を引き揚げるといふよ  
うな理由にはならないと私は思うわけです。  
そこで、引き続いてちょっとお尋ねしたいわけ  
であります。五十七年七月の臨調第三次答申の  
中では「検査・検定自体の廃止、民間の自主規制  
への移行」、こう言つているのですね。一方では  
細谷委員の質問ができるだけそういうことにな  
ないようにといふことができる。そうするとい  
う定機関をつくることができる。検定機関を認  
めることができるということにならぬとい  
うか。

ば、これは収支決算を見ますと採算が合つておきますから、もうかるということになればこれはいろいろ設立して認可せい認可せいといふことになりますよ。何で認可せぬのだ、ということになってしまいます。でも、そこは手数料は実に応じてといふことでこれは上げることも自由もやかましく言われるようになるでしょう。すると、一方では競争の原理で激しくなる、一方では国の関与が外される、そして手数料は実に応じてといふことでこれは上げることも自由できるというようなことになつていくと、明らかにこれは自立性の名のもとに採算性を持ち込まれ、そしてこれが優先されるというようなことになりかねぬわけですね。そうすると今の検定協会の存立にも影響が来るわけなんでしょう。そうすると、やがてはそれがいわゆる自己認証制度へ行をしていくということに道を開くのではないかと危惧するわけであります、絶対にそんなことはあり得ないと断言できるのですか。

つくるてもいいというようなことが認められてくると、これは変質をしていく経過的段階だと受け取らざるを得ないとということになるんですよ。だからどうも今の御答弁では了解できないわけであります、時間が関係もございますので、最後にちょっと予算の問題についてお尋ねをしておきたいと思います。

きのうも旅館が火事で三人死亡しておりますが、そちらの資料によりますと、これは危ないですな、全国の有名な温泉地が、別府温泉、適マーカが二五・八%でしょう。白浜はちょっと高いんですねが四一%。熱海が、これも危ないです、二八%。熱川は四七・九%ですから。鬼怒川、これも三六・五%ですね。それでそれぞれの消防署の消防力基準から見ますと、別府などは全国平均を下回っているんですね。消防車が七〇・六、はしご車が六六・五。白浜などは救急車も基準の半分ですね。それで特に職員の数に至りますと、主な要温泉地は全部全国平均七六・八%より皆低いわけでしょう。熱海だけが若干二二%ほど多いんですね。白浜などは五〇・七%ですね、消防力基準の。

○関根政府委員 確かに御指摘がありましたが、消防補助金の金額というのは、昭和五十六年をピークといたしまして年々予算編成のマイナスシーリング等の影響を受けまして減ってきております。ただ問題は、消防の施設整備というのは補助金だけによってやっているわけではなくございませんで、起債もございまして、また一般財源といたしましては地方交付税によりまして必要な額の措置をいたしております。そういうふたものによりましてできるだけ強化を図っていただきたい、充実を図っていただきたいというふうに考えております。特に昭和六十一年度からは起債を充當いたしまして、消防力の整備を積極的に進めていただきますために防災まちづくり事業といったようなものも積極的に始めていただきたいというふうに考えておるわけでございます。そういうものを通じまして、引き続き消防力の整備を行ってまいりたいと思っております。

また、職員数につきましては、確かに現有車両に対する職員数の比率は率といたしましては減っておりますが、職員数そのものは、地方公務員全体が減っております中で消防職員の数ということのはふやしてきております。今後とも、できるだけ省力化を図るということは時代の要請でもござりますけれども、必要な消防職員の配置につきましては私どもとしては努力をしていきたくと考えておるところでございます。

○経塚委員 補助金だけではない、消防力の充実は、起債等もあるじゃないかということでありますが、さほど地方自治体の財政状況は裕福ではありません。やっぱり何といったって根幹は補助金ですよ。それですから、あえてお尋ねはいたしませんけれども、大臣の方にもそういう消防力の実態をよく御認識の上予算の増額にひとつ精励されんことを要望いたしまして、終わります。

○福島委員長 これにて質疑は終了いたしました。

○福島委員長 これより討論に入ります。  
討論の申し出がありますので、これを許します。  
す。経塚幸夫君。

○経塚委員 私は日本共産党・革新共同を代表して、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案に対し反対の討論を行います。

まず、今回の改正が、國が責任を負うべき検定制度の緩和に道を開くことになることであります。

あるいは役員の任命を自治大臣が行うなど、国の意思が十分浸透するような組織、制度にして、國の責任で國民に安全を保証してきたのであります。

今回の改正案は、こうした本来のあり方に逆行し、國民の生命財産の安全よりも経済効率を優先するとともに、臨調答申で言われているように、「検査・検定」自体の廢止、民間の自主規制への移行」に道を開くものであります。

会議、民社党・国民連合及び日本共産党・革新共産党の五党を代表し、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案に対しまして、次の附帯決議を付したいと思います。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていた  
だきます。

消防法及び消防組織法の一部を改正する  
法律案に対する附帯決議（案）

政府は、次の事項について所要の措置を講ず  
べきとする。

○福島委員長 これより討論に入ります。  
討論の申し出がありますので、これを許します。  
○経塚委員 私は日本共産党・革新共同を代表して、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案に対しても反対の討論を行います。  
まず、今回の改正が、国が責任を負うべき検定制度の緩和に道を開くことになることあります。制度の緩和に道を開くことになることがあります。  
火災発生という緊急時に、消防用機械器具等が確実にかつ安全に機能を發揮することは、人命や財産を守る上からも絶対に不可欠のことあります。消防機械器具等の検定制度は、こうした機械器具の品質、機能、安全性を国の責任で保証しようとするとするものであります。  
ところが、今回の改正案では、日本消防検定協会等、国にかわって検定業務を行っている両協会の役員の自治大臣の任命、資金計画及び借入金に係る自治大臣の認可、財務諸表に係る自治大臣の承認等の制度を廃止するとともに、日本消防検定協会の政府出資は引き揚げ、さらに検定業務を競争させるために新たな検定機関を自治大臣が認可できる指定検定機関制度を採用し、検定手数料は実費を勘案して徴収できるように改正しようとしています。しかし、これは検定業務に採算性と競争原理を持込み、機械や器具の品質、安全性よりも協会運営の経済性、効率性を重視することとなり、ひいては國の検定制度に対する国民の信頼を損なうことにもなるのであります。このことは、「検定対象機械器具等の性能の確保を図ること」という日本消防検定協会の目的が、「火災その他災害による被害の軽減に資すること」と一般的な規定に改められようとしていることからも明らかであります。

〔検査・検定自体の廃止、民間の自主規制への移行〕に道を開くものであります。

改正案には、救急業務における急病人の明文化、危険物移送中の事故に対する過地市町村長の措置命令等、現状に即した必要な法整備も含まれております。我が党は、これらの改正については是とするものであります。両協会の民間法人化等は容認し得るものではないことを明らかにいたしまして、討論を終わります。

○福島委員長 これにて討論は終局いたしました。

---

○福島委員長 これより採決に入ります。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福島委員長 起立多數。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

会議、民社党・国民連合及び日本共産党・革新共産党の五党を代表し、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、次の事項について所要の措置を講ずべきである。

一 日本消防検定協会の民間法人化に当たっては、検定制度の適正な運営の維持に十分配慮すること。

二 救急業務については、救急医療機関における医師の受信応待について更に整備を図るとともに、救急自動車への医師の添乗について検討努力する等救急医療体制の充実強化を図ること。

三 救急業務の実施体制を整備するため、財政措置について配慮すること。

四 最近における火災による死者の現状にかんがみ、防煙対策の充実のはか、防火対象施設における防火管理体制、消防用設備等の整備及び違反は正の一層の推進を図ること。

五 防災無線通信施設の整備の促進及び防災まちづくり事業の推進を図ること。

右決議する。

以上であります。

○福島委員長 何とぞ皆様方の御賛同をお願いいたします。

○福島委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたしました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福島委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、小沢自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。小沢自治大臣。

○小沢国務大臣 熱心な御審議を賜りまして、ま









定する指定検定機関の指定及び監督に関する事項

第四条中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の二号を加える。

二十三 所掌事務に係る国際協力に関する事項

第十八条の二中「行なわれる」を「行われる」に、「左に」を「次に」に、「掌る」を「つかさどる」に改め、同条第十一号中「もの外」を「もののほか」に、「基く」を「基づく」に、「基き」を「基づき」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 市町村の消防が行う人命の救助に係る活動の指導に関する事項

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十二年一月一日から施行する。ただし、第二条(消防組織法第四条第十八号の次に一号を加える改正規定を除く)並びに次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(危険物保安技術協会に関する経過措置)

第二条 この法律の公布の日に現に存する危険物保安技術協会は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)までに、その定款を第一条の規定による改正後の消防法(以下「新法」といいう)第十六条の二十二第一項の規定に適合するよう変更し、自治大臣の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

第三条 この法律の施行の際に在職する危険物保安技術協会の理事長、理事又は監事は、それらの職務に就くに際して、その選任について自治大臣の認可を受けたものとみなされる日本消防検定協会の役員の任期は、旧法第二十一条の二十七第一項の規定により任期が終了すべき日に終了するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「日本消防検定協会」を削る。

第七十二条の五第一項第六号中「危険物保安技術協会」の下に「日本消防検定協会」を加える。

第十四条の二を同項第十五号とする。

前項の規定によりその選任について自治大臣任について自治大臣の認可を受けた理事長、理事又は監事とみなす。

2 前項の規定によりその選任について自治大臣の認可を受けた理事長、理事又は監事とみなす。

の認可を受けたものとみなされる危険物保安技術協会の役員の任期は、第一条の規定による改正前の消防法(以下「旧法」という)第十六条の二十六第一項の規定により任期が終了すべき日に終了するものとする。

(日本消防検定協会に関する経過措置)

第四条 日本消防検定協会は、施行日までに、新法第二十一条の二十第一項に規定する定款を作成し、自治大臣の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

(日本消防検定協会は、旧法第二十一条の二十に規定する資本金に相当する金額を、昭和六十二年三月三十日までに、国庫に納付しなければならない。

第五条 日本消防検定協会は、旧法第二十一条の二十に規定する資本金に相当する金額を、昭和六十二年三月三十日までに、国庫に納付しなければならない。

第六条 この法律の施行の際現に在職する日本消防検定協会の理事長、理事又は監事は、それぞれ新法第二十一条の二十六の規定によりその選任について自治大臣の認可を受けた理事長、理事又は監事とみなす。

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法(昭和六十二年十二月三十日までに取得した前条の規定による改正前の地方税法第三百四十八条第二項第二十一号に規定する固定資産のうち家屋及び償却資産については、同号の規定は、なおその効力を有する。

第九条 日本消防検定協会が昭和六十二年十二月三十日までに取得した前条の規定による改正前の地方税法第三百四十八条第二項第二十一号に規定する固定資産のうち家屋及び償却資産については、同号の規定は、なおその効力を有する。

第十条 法人税法(昭和四十一年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

第十四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

第十五条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

第十六条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

第十七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

第十八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

第十九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

第二十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

第二十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

第二十二条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

第二十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

第二十四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

第二十五条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

項第二十号の二を同項第二十一号とする。

第三百四十九条の三に次の二項を加える。

二十一 日本消防検定協会が所有し、かつ、直接消

防法(昭和二十三年法律第二百八十六号)第二十一条の三十六第一項第一号に規定する業務

の用に供する固定資産に對して課する固定資

産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標

準となるべき価格の六分の一の額とする。

第五百八十六条第二項第二十七号の七の次に

次の一号を加える。

二十七 日本消防検定協会が直接消防法第二十一条の三十六第一項第一号に規定す

る業務の用に供する土地

第七百二条第二項中「第三十一項」を「第三

十二項」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 日本消防検定協会が昭和六十二年十二月三十日までに取得した前条の規定による改正前の地方税法第三百四十八条第二項第二十一号に規定する固定資産のうち家屋及び償却資産については、同号の規定は、なおその効力を有する。

第十条 日本消防検定協会が昭和六十二年十二月三十日までに取得した前条の規定による改正前の地方税法第三百四十八条第二項第二十一号に規定する固定資産のうち家屋及び償却資産については、同号の規定は、なおその効力を有する。

第十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

第十四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

第十五条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

第十六条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

第十七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

第十八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

第十九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

第二十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

第二十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

第二十二条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

第二十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

第二十四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

第二十五条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

八十六号)を加え、同表日本商工会議所の項

の次に次のように加える。

日本消防検定協会 消防法

(印紙税法の一部改正)

第十二条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

別表第一日本消防検定協会の項を削る。

第十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二日本消防検定協会の項を削る。

第十四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

別表第三日本消防検定協会の項を削る。

第十五条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

別表第四日本消防検定協会の項を削る。

第十六条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

別表第五日本消防検定協会の項を削る。

第十七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

別表第六日本消防検定協会の項を削る。

第十八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

別表第七日本消防検定協会の項を削る。

第十九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

別表第八日本消防検定協会の項を削る。

第二十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

別表第九日本消防検定協会の項を削る。

第二十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

別表第十日本消防検定協会の項を削る。

第二十二条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

別表第十一日本消防検定協会の項を削る。

第二十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

別表第十二日本消防検定協会の項を削る。

第二十四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

別表第十三日本消防検定協会の項を削る。

第二十五条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

別表第十四日本消防検定協会の項を削る。

第二十六条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

別表第十五日本消防検定協会の項を削る。

第二十七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百四十九条)の一部を次のように改正する。

別表第十六日本消防検定協会の項を削る。

第三百四十九条 公安委員会は、時間限駐車区間

車両が引き続き駐車することができる道路の区

間であることが道路標識等により指定されている道路の区間（以下「時間制限駐車区間」という。）について、当該時間制限駐車区間ににおける駐車の適正を確保するため、パーキング・メータ（総理府令で定める機能を有するものに限る。以下同じ。）を設置し、及び管理するものとする。

2 公安委員会は、時間制限駐車区間にについて、

道路の構造その他道路又は交通の状況から半闊歩道としてペーキング・メーターを設置することが適当でないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、ペーキング・チケット（総理府令で定める様式の標章であつて、発給を受けた時刻その他総理府令で定める事項を表示するもの）をいう。以下同じ。）を発給するための設備で総理府令で定める機能を有するもの（以下「ペーキング・チケット発給設備」という。）を設置し、及び管理することができる。

3 前二項に定めるもののはか、公安委員会は、時間制限駐車区間ににおいて駐車しようとする車両の運転者に対する情報の提供、時間制限駐車区間において駐車する車両の整理その他時間制限駐車区間ににおける駐車の適正を確保するため

4 車両の運転者は、時間制限駐車区間ににおいて車両を駐車したときは、政令で定めるところにより、前条第一項のパーキング・メーターを直ちに作動させ、又は同条第二項のパーキング・チケット発給設備によりパーキング・チケットの発給を直ちに受け、これを当該車両が駐車している間（当該ペーリング・チケットの発給を受けた時から道路標識等により表示される時間を経過する時までの間に限る）、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。

5 警察署長が公安委員会の定めるところにより時間制限駐車区内における車両の駐車につき駐

車することができる場所及び駐車の方法並びに駐車を開始することができる時刻及び駐車を終

了すべき時刻を指定して許可をした場合において、当該許可に係る車両が、指定された場所及

び方法で、指定された駐車を開始することができる時刻から駐車を終了すべき時刻までの間に、おいて駐車を開始したときは、当該車両及びそ

の運転者については、前三項の規定は適用しない。この場合において、車両は、当該指定された駐車を終了すべき時刻を過ぎて引き続き駐車してはならない。

(罰則) 第二項、第三項及び第五項後段については第百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第四項については第百十九条の二第二項第三号、同条第二項)

2 車両は、時間制限駐車区間においては、当該

駐車につき前条第一項のパークイング・メーターや  
が車両を感じした時又は同条第二項のパークイング  
グ・チケット発給設備によりパークイング・チ  
ケットの発給を受けた時から、それぞれ道路標識  
識等により表示されている時間を超えて引き続  
き駐車してはならない。

(時間制限駐車区間ににおける停車の特例)  
第四十九条の三 車両は、前条第三項の道路標識等により車両が駐車することができる道路の部分として指定されている時間制限駐車区間の第四十四条各号に掲げる道路の部分においては、同条の規定にかかわらず、停車することができる。

例) (時間制限駐車区間の路上駐車場に関する特例)

第四十九条の四 時間制限駐車区間に駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第二条第一号に規定する路上駐車場(以下この条及び第百十一条の二において「路上駐車場」という。)が設置されている場合における当該路上駐車場に係る道路の部分については、第四十九条の規定は適用しない。

2 時間制限駐車区間に設置されている路上駐車場法第五条第  
四項に規定する路上駐車場管理者によりパークィング・メー  
ターやパークィング・チケット発給設備が設置されているものにつ  
いては、当該パークィング・チケット発給設備を第四十九条第一項の  
パークィング・チケット発給設備とみなして、第四十九条の二の規定  
を適用する。

3 時間制限駐車区間に設置されている路上駐車場に係る道路の部分のうち、パーキング・メータ又はパーキング・チケット発給設備が設置されていないものについては、第四十九条の二の規定は適用しない。

第五十一条第一項中「又は第四十九条第一項」を「若しくは第四十九条の二第二項、第三項若しくは第五項後段」に改め、「認められるとき」の下に「又は車両が第四十九条第二項のパーキン

グ・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間ににおいて駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されていない

とき（第四十九条の一第四項の規定に違反して

「いと認められる場合に限る」を、「(以下この)  
条の下に「及び次条」を加え、「又は当該車両  
両」を「若しくは当該車両」に改め、「移動すべ  
き」との下に「又は当該車両を当該時間制限駆  
け区間の当該車両が駐車している場所から移動  
べきこと」を加え、同条第十七項中「第五項後段  
べきこと」

四項中「負担金」を「負担金等」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項中「までに負担金」と「以下この条において「負担金等」という。」を削除し、「地方税の滞納処分の例により、負担金等」に、「おける負担金」を「おける負担金等」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項に後段として次のように加え、同項を同条第十五項とする。

この場合において、警察署長は、負担金について、き年十四・五ペーセントの割合により計算した額の範囲内の延滞金及び督促に要した手数料をもる。



第八十一条第七項に後段として次のよう<sup>に</sup>加え  
る。

この場合において、警察署長は、負担金につ  
き年十四・五パーセントの割合により計算した

額の範囲内の延滞金及び督促に要した手数料を

徴収することができる。

第八十一条第八項中「までに負担金」の下に

並びに同項後段の延滞金及び督促に要した手数料（以下この

条において「負担金等」という。）を加え、「国税

滞納処分の例により、負担金」を「地方税の滞納

処分の例により、負担金等」に改め、同条第九項中

「負担金」を「負担金等」に改め、「おける負担

金」を「おける負担金等」に改め、同条第六項

第九十条第六項を削り、同条第七項を同条第六

項とする。

第九十三条第二項中「若しくは免許」を「又は  
免許」に、「変更し、第九十条第三項若しくは第

百三十二条第二項若しくは第四項の規定により免許の

効力を停止（第九十条第五項及び第一百三十七条

の規定による通知に係る停止を除く。）し、又は第

九十条第七項若しくは第一百三十九項の規定によ

り免許の効力の停止の期間を短縮したときは」を

「変更したときは」に改め、「又は当該処分」を削

る。

第九十八条第二項第二号ハ中「明治四十年法律

第四十五条」を削る。

第一百三十八条を削り、同条第九項を同条第八

項とする。

第一百三十二条第五項を削り、同条第六項中「第

四項」を「前項」に、「あわせて」を「併せて」

に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同

条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第一百六十二条「第九項」を「第八項」に改める。

第一百七十二条「第五項」中「第一百三十九項」を

「第一百三十八条」に、「同条第九項」を「同条第

八項」に改め、同条第五項中「第六項」を「第五

項」に改め、同条第七項中「第一百三十九項」を

「第一百三十八条」に改め、同条第八項中「第七

項及び第八項」を「及び第七項」に、「こえない」

を「超えない」に改め、同条第九項中「同条第五

項中「記載」とあるのは「總理府令で定めるとこ

るにより記載」と、同条第六項中「同条第五

項中」に、「同条第七項及び第八項」を「同条第五

項及び第七項」に改める。

第一百七条の六中「第一百三十九項」を「第一百三

八項」に改める。

第一百十条の二第三項中「第三十四条第五項」の

下に「第四十九条第一項」を加え、同条第六項

中「車両の駐車の時間を制限しようとするとき

は」を「時間制限駐車区間として指定しようとす

るときは」に、「きかなければ」を「聴かなけれ

ば」に改め、同条第七項中「第四十九条第二項の

ペーキング・メーターを設置しようとするとき

は」を「第四条第一項の規定に基づき第四十九

条第一項の道路標識等により時間制限駐車区間を

指定しようとするとときは」に、「きかなければ」

を「聴かなければ」に改める。

第一百三十三条第二項中「第四十九条第二項」を

「第四十九条第一項」に改め、「作動させようとす

る者」の下に「又は同条第二項のペーキング・チ

ケット発給設備によりペーキング・チケットの発

給を受けようとする者を、「手数料」の下に「同

条第三項に規定する措置に係るものと含む。」を

加える。

第一百三十三条の二中「昭和三十七年法律第六十

号」を削る。

第七章中第一百四十四条の五の次に次の二条を加え

る。

（都道府県道路使用適正化センター）

第一百四十四条の六 公安委員会は、道路上における交

通の安全と円滑に寄与することを目的として設

立された民法第三十四条の法人であつて、次項

に規定する事業を適正かつ確実に行うことがで

きると認められるものを、その申出により、都

道府県に一を限つて、都道府県道路使用適正化

センター（以下「都道府県センター」という。）

として指定することができる。

（罰則 第五項については第一百七十七条の三第三

において、次に掲げる事業を行ふものとする。  
一 道路における車両の駐車及び交通の規制並  
びに道路の使用に関する事項について照会及  
び相談に応ずること。

二 道路における車両の駐車及び交通の規制並  
びに道路の使用に関する事項について広報活  
動を行うこと。

三 道路における適正な車両の駐車及び道路の  
使用についての啓発活動を行うこと。

四 警察署長の委託を受けて道路における工作  
物又は物件の設置の状況について調査するこ  
と（前号の許可に係るものと除く。）。

五 前各号の事業に附帯する事業

六 公安委員会は、都道府県センターの財産の状

況又はその事業の運営に関し改善が必要である  
と認めるときは、都道府県センターに対し、そ  
の改善に必要な措置を採るべきことを命ぜるこ  
とができる。

7 第一百四十四条の七 国家公安委員会は、道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する調査研究を行うこと。

四 都道府県センターの事業について、連絡調  
整を行うこと。

五 前各号の事業に附帯する事業

六 前各号の事業について準用する。この場合におい  
て、同条第三項中「公安委員会」とあるのは「國家  
公安委員会」と、同条第四項中「公安委  
員会」とあるのは「國家公安委員会」と、「第  
一項」とあるのは「次条第一項」と読み替える  
ものとする。

七 第一項の指定の手続その他都道府県センターに  
關し必要な事項は、國家公安委員会規則で定  
める。

（全国道路使用適正化センター）

第一百十四条の七 国家公安委員会は、道路における  
交通の安全と円滑に寄与することを目的とし  
て設立された民法第三十四条の法人であつて、

次項に規定する事業を適正かつ確實に行うこと  
ができると認められるものを、その申出によ  
り、全国に一を限つて、全国道路使用適正化セ  
ンター（以下「全国センター」という。）として  
指定することができる。

2 全国センターは、次に掲げる事業を行ふものと  
する。

3 前各号の事業に附帯する事業

4 公安委員会は、都道府県センターが前項の規定  
定による命令に違反したときは、第一項の指定  
を取り消すことができる。

5 都道府県センターの役員若しくは職員又はこ  
れらの職にあつた者は、第二項第四号又は第五  
号の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）に関して知り得た秘密を漏ら  
してはならない。

6 調査業務に從事する都道府県センターの役員  
又は職員は、刑法その他の罰則の適用に関する  
調査業務」という。）に関して知り得た秘密を漏ら  
してはならない。

7 第一項の指定の手続その他都道府県センターに  
關し必要な事項は、國家公安委員会規則で定  
める。

（罰則 第五項については第一百七十七条の三第三

号）

8 第一百四十四条の八 第一百四十四条の七と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

9 第一百四十四条の九 第一百四十四条の八と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

10 第一百四十四条の十 第一百四十四条の九と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

11 第一百四十四条の十一 第一百四十四条の十と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

12 第一百四十四条の十二 第一百四十四条の十一と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

13 第一百四十四条の十三 第一百四十四条の十二と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

14 第一百四十四条の十四 第一百四十四条の十三と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

15 第一百四十四条の十五 第一百四十四条の十四と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

16 第一百四十四条の十六 第一百四十四条の十五と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

17 第一百四十四条の十七 第一百四十四条の十六と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

18 第一百四十四条の十八 第一百四十四条の十七と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

19 第一百四十四条の十九 第一百四十四条の十八と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

20 第一百四十四条の二十 第一百四十四条の十九と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

21 第一百四十四条の二十一 第一百四十四条の二十と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

22 第一百四十四条の二十二 第一百四十四条の二十一と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

23 第一百四十四条の二十三 第一百四十四条の二十二と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

24 第一百四十四条の二十四 第一百四十四条の二十三と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

25 第一百四十四条の二十五 第一百四十四条の二十四と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

26 第一百四十四条の二十六 第一百四十四条の二十五と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

27 第一百四十四条の二十七 第一百四十四条の二十六と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

28 第一百四十四条の二十八 第一百四十四条の二十七と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

29 第一百四十四条の二十九 第一百四十四条の二十八と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

30 第一百四十四条の三十 第一百四十四条の二十九と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

31 第一百四十四条の三十一 第一百四十四条の三十と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

32 第一百四十四条の三十二 第一百四十四条の三十一と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

33 第一百四十四条の三十三 第一百四十四条の三十二と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

34 第一百四十四条の三十四 第一百四十四条の三十三と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

35 第一百四十四条の三十五 第一百四十四条の三十四と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

36 第一百四十四条の三十六 第一百四十四条の三十五と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

37 第一百四十四条の三十七 第一百四十四条の三十六と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

38 第一百四十四条の三十八 第一百四十四条の三十七と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

39 第一百四十四条の三十九 第一百四十四条の三十八と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

40 第一百四十四条の四十 第一百四十四条の三十九と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

41 第一百四十四条の四十一 第一百四十四条の四十と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

42 第一百四十四条の四十二 第一百四十四条の四十一と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

43 第一百四十四条の四十三 第一百四十四条の四十二と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

44 第一百四十四条の四十四 第一百四十四条の四十三と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

45 第一百四十四条の四十五 第一百四十四条の四十四と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

46 第一百四十四条の四十六 第一百四十四条の四十五と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

47 第一百四十四条の四十七 第一百四十四条の四十六と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

48 第一百四十四条の四十八 第一百四十四条の四十七と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

49 第一百四十四条の四十九 第一百四十四条の四十八と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

50 第一百四十四条の五十 第一百四十四条の四十九と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

51 第一百四十四条の五十一 第一百四十四条の五十と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

52 第一百四十四条の五十二 第一百四十四条の五十一と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

53 第一百四十四条の五十三 第一百四十四条の五十二と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

54 第一百四十四条の五十四 第一百四十四条の五十三と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

55 第一百四十四条の五十五 第一百四十四条の五十四と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

56 第一百四十四条の五十六 第一百四十四条の五十五と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

57 第一百四十四条の五十七 第一百四十四条の五十六と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

58 第一百四十四条の五十八 第一百四十四条の五十七と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

59 第一百四十四条の五十九 第一百四十四条の五十八と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

60 第一百四十四条の六十 第一百四十四条の五十九と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

61 第一百四十四条の六十一 第一百四十四条の六十と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

62 第一百四十四条の六十二 第一百四十四条の六十一と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

63 第一百四十四条の六十三 第一百四十四条の六十二と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

64 第一百四十四条の六十四 第一百四十四条の六十三と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

65 第一百四十四条の六十五 第一百四十四条の六十四と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

66 第一百四十四条の六十六 第一百四十四条の六十五と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

67 第一百四十四条の六十七 第一百四十四条の六十六と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

68 第一百四十四条の六十八 第一百四十四条の六十七と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

69 第一百四十四条の六十九 第一百四十四条の六十八と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

70 第一百四十四条の七十 第一百四十四条の六十九と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

71 第一百四十四条の七十一 第一百四十四条の七十と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

72 第一百四十四条の七十二 第一百四十四条の七十一と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

73 第一百四十四条の七十三 第一百四十四条の七十二と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

74 第一百四十四条の七十四 第一百四十四条の七十三と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

75 第一百四十四条の七十五 第一百四十四条の七十四と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

76 第一百四十四条の七十六 第一百四十四条の七十五と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

77 第一百四十四条の七十七 第一百四十四条の七十六と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

78 第一百四十四条の七十八 第一百四十四条の七十七と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

79 第一百四十四条の七十九 第一百四十四条の七十八と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

80 第一百四十四条の八十 第一百四十四条の七十九と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

81 第一百四十四条の八十一 第一百四十四条の八十と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

82 第一百四十四条の八十二 第一百四十四条の八十一と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

83 第一百四十四条の八十三 第一百四十四条の八十二と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

84 第一百四十四条の八十四 第一百四十四条の八十三と  
同一の規定による調査の業務（次項において「調  
査業務」という。）とみなす。

85 第一百四十四条の八十五 第一百四十四条の八十四と  
同一の規定による調

